# 内 藤 文 雄

### 1. はじめに

EU 指令を受けて、ドイツでは、ドイツ会計検査局(Deutsche Prüfstelle für Rechnungslegung: 以下、DPR)が2005年7月1日から資本市場指向企業(以下、PIE 企業)の会計(Rechnunglegung、財務報告)を検査(執行)している。この執行は2段階で構成される。つまり、私法に基づいて組織された DPR に加えて、公的資金が提供されている連邦金融監督庁(Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht: 以下、BaFin)も関与している。DPR の基本方針は、次の通りである。

資本市場の利益のために、我々は、資本市場志向の企業の真実でかつ透明性のある会計に貢献したい。我々の行動の基準となるのは、会計の目的と重要な規範、最高の専門的品質、個人の誠実性と独立性、業務の卓越性と道理にかなった見通す力である。

本稿では、DPR の法的根拠を確認し、その制度の枠組みを整理する。そのうえで、DPR での活動内容をその年次活動報告書2018年版により紹介す

<sup>(1)</sup> 法務省によるドイツ商法典の翻訳 (http://www.moj.go.jp/content/001206509.pdf) での訳語を参考にした。

<sup>(2)</sup> DPR Web サイト https://www.frep.info/(2019年12月18日参照)。

る。とくに2段階の執行の意味を明確にするとともに、公表された検査結果の内容について分析を行い、PIE企業の財務報告および非財務報告の質の確保の実態を探る。

### II. DPR の法的根拠

DPR の法的根拠とその検査の内容・役割は、商法典と有価証券取引法の (3) 各規定に求めることができる。

### II-1 商法典規定

商法典は、DPRについて、次のように規定している。重ねて説明することを避けるため、本稿で確認しておくべきポイント部分について下線を追加している。

### 第6章 会計検査局

### 第342b条 会計検査局

- (1) 連邦司法・消費者保護省は、連邦財務省の了解のもと、私法に基づいて設立された会計規定の違反の検査のための組織を契約により承認(検査局)し、次項以下に定める任務を委託することができる。ただし、かかる組織を承認するためには、検査が独立に、専門的に、秘密裡に、かつ、定められた手続過程を遵守して行われることが、その定款、人的構成及び示された手続規程により保証されなければならない。定款及び手続規程の変更は、連邦司法・消費者保護省により連邦財務省の了解を得て認可されなければならない。検査局は、その任務の遂行に当たり他の者を用いることができる。連邦司法・消費者保護省は、検査局の承認並びに承認の終了について、連邦官報の行政部において公示する。
- (2) 検査局は、第2文の意味における企業において直近に確定された年度決算書及びこれに附属する状況報告書又は直近に承認されたコンツェルン決算書及びこれに附属するコンツェルン状況報告書、直近に公開された要約決算書及びこ

<sup>(3)</sup> 両法律ともに最新版の和訳版や英訳版がないことから、長文にわたるものの資料的価値を考慮し、引用している。

れに附属する中間状況報告書並びに直近に公開された支払報告書又はコンツェルン支払報告書が、正規の簿記の諸原則を含む法律上の規定又はその他の法律により認められた会計基準に適合しているかどうかを検査する。検査されるのは、証券取引法第2条第1項の意味における承認有価証券の発行者として、ドイツ連邦共和国を原産国としている企業の決算書及び書類である。この場合において、持分及び株式が、資本投資法典第1条第4項の意味における公開投資資産(offene Investvermögen)であるかどうかは考慮されない。検査局は、以下の各号のいずれかの場合において検査を行う。

- 1. 会計規定違反についての具体的な根拠がある場合
- 2. BaFin の要求がある場合
- 3. 特別な根拠のない場合 (無作為抽出検査法による検査)

第3文第1号の場合、検査について明らかに公共の利益が存しない場合は、 検査は実施されない。第3文第3号は要約決算書及びこれに附属する中間状況報告書並びに支払報告書及びコンツェルン支払報告書の検査については適用されない。無作為抽出検査法による検査は、連邦司法・消費者保護省及び連邦財務省の了解のもと、検査局により定められた原則に基づいて行われなければならない。連邦財務省は、その了解を与える権限をBaFinに委譲することができる。その有価証券の取引を組織化された市場で行うための許可が廃止されたとしても、とくに、その公開に公益性が存在する誤謬が検査の対象である場合には、検査が継続されうる。

- (2a) 第2項第1文に関係する事業年度に先行する事業年度を対象とする決算書及び報告書も、第2項に基づく検査の対象とすることができる。この場合、無作為抽出検査法による検査は認められない。
- (3) 検査局による年度決算書及びこれに附属する状況報告書の検査は、株式法第 256条第7項による無効の訴えが係属(訴訟が裁判所で取扱中・筆者追加)している場合には、行われない。株式法第142条第1項若しくは第2項又は同法第258条に基づき特別検査役が選任された場合には、特別検査の対象、検査報告書又は株式法第260条に基づく特別検査役の最終的な確認に関する裁判所の

<sup>(4)</sup> 支払報告書 (Zahlungsbericht) とは、資本会社が公的官署に対して、その鉱物 採取産業の事業活動または原始林木材伐採の業務に関連しどのような支払いを行っ たかを記載する報告書 (商法典第341t 条第1項)。

決定が届いている限り、検査は行われない。

- (4) 企業が検査局による検査に協力する場合、企業の法定代理人及び協力に際して法定代理人が使用するその他の者は、正確で完全な回答を与え、正確で完全な資料を提供すべき義務を負う。回答及び資料の提供は、それによって当該義務者又は刑事訴訟法第52条第Ⅰ項に定められたその者の親族を刑事訴追又は秩序違反行為法に基づく手続の危険にさらす場合には、拒否することができる。義務者は、その拒否権について告知されなければならない。
- (5) 検査局は、検査の結果を企業に通知する。検査の結果が会計に誤謬がある旨であった場合、検査局は、その決定について根拠づけなければならず、かつ、企業に対して一定の期間を定めて、検査局の結果に同意するかどうかについて意見表明する機会を与えなければならない。
- (6) 検査局は、BaFin に対して以下の各号について報告する。
  - 1. 開始しようとする検査の計画
  - 2. 検査に協力することについて、関係する企業の拒否
  - 3.検査の結果、及び、場合によっては、企業が検査結果に同意を表明したか 否かの結果

これに対する法的救済手続は認められない。

- (7) 検査局及びその被用者は、誠実に、かつ、偏りなく検査を行わなければならない。これらの者は、検査行為によって生じた損害については、故意の場合にのみ責任を負う。
- (8) 検査局は、企業の会計に関連して犯罪の疑いの根拠となる事実について、訴追権限のある当局に通知する。決算書監査人による職務上の義務の違反行為の存在を推認させる事実について、検査局は、連邦経済・輸出管理省の決算書監査人監督局に伝達する。
- (9) 検査局は、欧州監督局(欧州証券・市場監督局)の設立、No. 716/2009/EC 決議の変更、及び、欧州委員会2009/77/EC 決議の廃止に関する、欧州議会及び欧州評議会の評議会の規則(EU) No. 1095/2010の第35条に従って、要請があった場合に遅滞なく、欧州証券・市場監督局に対して、その職分の遂行に必要なすべての情報を提供する。

以上の規定が DPR の法的な設立根拠とその検査の内容を規定している。

### 第342c条 守秘義務

- (1) 検査局の被用者は、企業の業務上及び経営上の秘密及びその検査行為に際して知ることとなった企業に関する知識について、秘密を保持しなければならない。法に基づく報告義務が課される場合には、適用されない。検査局の被用者は、その活動によって知ることとなった、利用権限のない業務上及び経営上の秘密を利用することができない。故意又は過失によりこれらの義務に違反した者は、被検査企業、及び、結合企業が損害を被った場合には当該結合企業に対し、これによって生じた損害を賠償すべき義務を負う。複数の者が責に任ずる場合には、連帯債務者として責任を負う。
- (2) 過失により責に任ずる者の賠償義務は、1回の検査及びそれに関連して生じた義務違反につき、第323条第2項第2文に掲げられた額(1監査につき400万ユーロ(約5億円・筆者追加))に制限される。当該検査に複数の者が関与し又は複数の者が責に任ずべき行為を行った場合においても、他の被用者が故意に行為したかどうかにかかわらず、同様である。

第1項の場合において、損害賠償の責に任ずべき行為によって複数の企業が 損害を被った場合、損害賠償義務は全体で第1文の最高限度の2倍(800万ユーロ(約10億円・筆者追加))に制限される。この場合において第1項第1文に 基づいて行われるべき複数の補償が第1文の最高限度の2倍を超えるときは、 各補償は補償の総額に対する第1文の最高限度の2倍の額の割合に比例して縮減される。

(3) 公謀法第93条及び第97条は、第1項第1文に掲げられた者に対しては、その者が第342b条の執行に従事する限りにおいて、適用しない。当該規定は、財務当局がその提起につき不可避の公益の存する租税犯則行為のための手続又はそれと関連する課税手続のために知識を必要とし、かつ、会計違反の検査を委託された外国機関によって協働された事実に関係しない限りにおいて、適用される。

この規定は、DPR 検査にともなう守秘義務と当該義務違反の場合の罰則を定めている。

### 第342d条 検査局の財政

検査局は、その任務の遂行の財務的裏付けのために必要な手段に関して、次年度の財政計画を BaFin の了解のもとに作成しなければならない。財政計画は、認可のために連邦司法・消費者保護省及び連邦財務省に提出されなければならない。 BaFin は、検査局に対して、検査局において財政計画に基づいて生じると見込まれる費用について、BaFin に関する法律第17d条第1項第4文により徴収された割当額(従量課金される企業の国内証券取引所の売上高を基礎として利用した適切な割当額・筆者追加)から支払うが、その際には財政計画に対する BaFinの予算案の割合に基づく万一の際の不足額と未入金額を割当額に応じて考慮しなければならない。予算年度の終了後、検査局はその年度決算書を作成しなければならない。連邦司法・消費者保護省と連邦財務省の同意により検査局の権限ある機関に対して免責が付与される。

この規定は、DPRの運営にかかる資金の財政を定めており、DPRが被検査会社個々から徴収するのではなく、原則として金融市場全体の維持に関して割り当て徴収された金額によって運営されることを示している。

### 第342e条 過料規定

- (1) <u>故意又は過失により第342b 条第 4 項第 I 文に反して検査局に対し不正な若しくは不完全な回答をし、又は不正な若しくは不完全な資料を提出した者は、</u> 秩序違反として扱う。
- (2) 秩序違反は、5万ユーロ(約600万円・筆者追加)以下の過料をもって罰せられうる。
- (3) 第1項に基づく秩序違反において、秩序違反行為法第36条第1項第1号の意味における行政官庁は、BaFinである。

この規定は,被検査会社が虚偽の回答や資料提供を行った場合の罰則を定めている。

### II-2 証券取引法規定

また、証券取引法は、DPR について、次のように規定している。ここでも説明の重複を避けるため、本稿でのポイント部分に下線を追加している。

第16章 企業決算書の監督,財務報告の公表

第1節 企業決算書の監督(発行日:1994.7.26)

第106条 企業決算書および企業報告書の監査

連邦政府機関(BaFin・筆者追加)は、商法典の第342b条第2項第3文第1号 および第3号に従って、ドイツ連邦共和国が原産国である有価証券の発行が承認 された企業による、基礎となっている簿記を含めて、以下の決算書および報告書 が正規の簿記の諸原則を含む法律規定または他の法律によって承認された会計基 準に準拠しているかどうかを検査する職分を有する。

- 1.確定された年次決算書および関連する状況報告書、または承認されたコンツェルン決算書および関連するコンツェルン状況報告書、
- 2. 公開された要約決算書および関連する中間状況報告書、ならびに
- 3. 公開された支払報告書またはコンツェルン支払報告書(Zahlungs- oder Konzernzahlungsberichte)

この規定は、上場会社の決算書・報告書の会計基準違反の検査を BaFin がその職分を負っていることを定めている。かかる職分について、第107条の規定では、商法典の規定により、DPR が設置される場合には、かかる検査が DPR に命じられるとともに、被監査会社やその決算書監査人の情報提供義務が明示されている。また、第108条では、BaFin による独自の検査が実施される条件が定められている。

### 第107条 会計検査の要求および連邦政府機関の調査権限

(1) 連邦政府機関は、会計規則違反の具体的な兆候が存在する限り、決算書の検査を命じなければならない; その解明に対する公益が明らかに存在しない場合、当該命令は行われない。連邦政府機関は、特別な理由なしに決算書の検査

を命じることもできる(無作為抽出検査)。個々の検査の範囲は、検査命令で確定されることになる。直近に承認された年次決算書および附属する状況報告書または直近に承認されたコンツェルン決算書および附属するコンツェルン状況報告書、直近に公表された要約決算書および関連する中間状況報告書、ならびに、直近に公開された支払報告書またはコンツェルン支払報告書のみが検査される; これを損なうことがなければ、第108条第1項第2文の場合(検査実施・結果に問題がある場合・筆者追加)にのみ、連邦政府機関は、商法典第342b条第1項の意味での検査局による検査の対象となった決算書を検査することが許される。

連邦政府機関は、第108条第1項第2文第1号に準拠した報告を検査局から受け取った後に、会計の検査を命じるので、連邦政府機関は、連邦官報において、第108条第1項第2文第1号に基づく命令と理由を公表できる。

第2文は、要約決算書および関連する中間状況報告書ならびに支払報告書および連結支払報告書の検査には適用されえない。検査は、特に、その公表に公益が存在する誤謬が検査の対象である場合に、組織化された市場での取引のための証券の上場許可が取り消された場合であっても継続されうる。

- (2) 第1項による検査対象は、第1項第4文の前半文で言及されている事業年度に先行する、同じ事業年度に関連する決算書および報告書でもありうる。この場合、無作為抽出検査は容認されない。
- (3) 連邦政府機関による年次決算書および関連する状況報告書の検査は、株式法 第256条第7項に基づく無効の訴訟が係属されている限り、行われない。株式 会社法第142条第1項または第2項もしくは第258条第1項に従って特別検査人 が任命された場合、特別検査の対象、検査報告、または株式法第260条による 特別検査人の最終結果に関する裁判所の決定が届いている限り、同様に、検査 は行われない。
- (4) 検査を実施する際、連邦政府機関は、検査局だけでなく、他の施設や人員も使用できる。
- (5) 第106条の意味における企業、その執行機関の構成員、その従業員ならびに 決算書監査人は、要求に応じて、連邦政府機関および職務を遂行する際に連邦 政府機関が使用する者に対して、検査に必要である限り、情報を提供し、かつ、 資料を提出しなければならない。決算書監査人の情報提供義務は、監査の過程

で決算書監査人に知られるようになった事実に限られる。

第1文は、商法典の規定に従って<u>コンツェルン決算書に含まれる子会社にも</u> <u>適用される。</u>第6条第15項は、情報を拒否する権利および情報を教える義務に 準用される。

(6) 第5項に従って情報を提供し、資料を提出する義務を負う者は、連邦政府機関の職員またはその委任した者が、職務の遂行に必要な範囲で、通常の勤務時間中に、土地および事業所に立ち入ることを許可するものとする。第6条第11項第2文が準用される。住居の不可侵の基本的権利(基本法第13条)は、この点で制限される。

### 第108条 検査局の承認を行う場合の連邦政府機関の権限

- (1) 商法典第342b条第1項に従って、検査局が承認された場合、無作為抽出検査は検査局の指示によってのみ行われる。その他、連邦政府機関は、次の場合のみ、第107条に基づく権限を有する。
  - 1.検査局が連邦政府機関に対して、企業が検査への協力を拒否している、または検査の結果に同意していないことを報告している場合、または
  - 2.検査局の検査結果の妥当性または検査局による検査の正規の実施に関して 重大な疑念がある場合

連邦政府機関の要求により、検査局は検査の結果と実施内容を説明し、検査報告書を提出しなければならない。第2文を損なわない限り、連邦政府機関は、銀行法(Kreditwesengesetz)第44条第1項第2文、資本投資法第14条第2文または保険監督法第306条第1項第1号に従って検査を実施する場合、または、検査を実施した場合、および、同じ対象の検査に関係する場合、いつでも検査を行うことができる。

- (2) 連邦政府機関は、第107条第1項第1文の前提条件の下で、検査局に対して 検査の開始を要求することができる。
- (3) 連邦政府機関は、検査局がその通知によって影響を受ける企業の検査を意図 または開始した場合、株式会社法第142条第7項、第256条第7項第2文および 第261a条に従った通知を検査局に知らせるものとする。

次の第109-111条は、検査結果の報告や他機関への通報などを定めている。

### 第109条 連邦政府機関または検査局による検査の結果

- (1) 連邦政府機関による検査により、会計に誤謬があることが明らかになった場合、連邦政府機関は当該誤謬を決定する。
- (2) 連邦政府機関は、連邦政府機関または検査局が企業との同意をもって確定した誤謬を、その確定理由の記述の重要な部分とともに、当該企業に知らせなければならないことを指示する。公表することに何の公益もない場合、連邦政府機関は第1文に基づく命令を見合わせる。企業の要請に応じて、連邦政府機関は、公表が企業の正当な利益を損なう可能性がある場合は、第1文に基づく命令を見合わせることができる。

通知は、連邦官、および、地域の枠を超えた証券取引所の強制報告書において、または、銀行法第53条第1項第1文に基づいて事業を行う企業、国内にその本拠を置き、国内市場での取引が容認されているその他の企業、および、保険会社に広く普及している、電子的に運用される情報公表システムを通じて、直ちに公表されなければならない。

(3) 連邦政府機関による検査で異議が明らかにならない場合,連邦政府機関は当該企業にその旨を通知する。

### 第110条 他の機関への通知

- (1) 連邦政府機関は、企業の会計に関連して犯罪の疑いを生じさせる事実を、そ の訴追に責任を負う当局に通知しなければならない。連邦政府機関は、これら の当局に対して、疑惑の根拠となる関係者または証人としての資格を有する者 の個人データを提供することが許される。
- (2) 決算書監査人による職務違反の存在を示す事実は、連邦政府機関が連邦経済輸出管理省の連邦決算書監査人監督局に伝達する。証券取引法規定に反する企業の違反の存在を示す事実は、連邦政府機関が所轄の証券取引監督当局に伝達する。第1項第2文が準用される。

### 第111条 国際協力

(1) 連邦政府機関は、その証券が組織化された市場での取引が認められている企業による会計規則違反の可能性を調査する権限を有する、海外の機関と協力する責任を負う。連邦政府機関は、この職分を遂行するために、第10項とも結び

ついて、第18条第2項第1文および第2文に従って、情報をこれらの機関に伝達できる。第107条第5項および第6項は、当該企業がコンツェルン決算書に含まれているすべての企業に関係する限り、同項に規定された権限が第1文に基づく協力に含まれるすべての企業に及ぶ場合には適用される。

- (2) 連邦政府機関は、国境を越えた国際会計基準の統一的な施行を確保するために、欧州連合加盟国または欧州経済地域に関する協定の締約国の管轄当局と協力することができる。また、これらの機関に対して、連邦政府機関または検査局が個々のケースで行った執行のための決定の文面を提供することができる。当該決定の文面は、匿名形式でのみ利用することが許される。
- (3) 第1項および第2項に基づく連邦政府機関による国際協力は、検査局との協議の下で実施される。

第112-113条は、検査結果に基づく執行処分に対する異議に関する規定である。

### 第112条 異議申立手続

- (1) 苦情が申し立てられる前に、連邦政府機関が本章の規定に従って出した執行処分の合法性と目的適合性について、異議申立手続において審査されなければならない。是正通知または異議申立通知に初めて苦情が含まれている場合、このような審査は必要がない。異議申立手続については、本章に別段の定めがない限り、行政裁判所規則の第68~73条および第80条第1項が準用される。
- (2) 第107条第1項第1文,第3文および第6文ならびに第5項および第6項, 第108条第1項第3文および第4文,第2項および第109条第1項および第2項 第1文に基づく連邦政府機関の措置に対する異議は猶予の影響を及ぼさない。

### 第113条 苦情(抗告)

- (1) 苦情は、本章に基づく連邦政府機関の命令に対して認めらる。苦情は猶予の影響がない。
- (2) 有価証券取得法および有価証券譲渡法第43条および第48条第2項から第4項, 第50条第3項から第5項および第51条から第58条が準用される。

### II-3 DPR の法的基礎

以上の2つの法律による DPR と BaFin にかかる規定内容を比較整理したものが「図表1」である。

「図表1」からドイツにおける PIE 企業の年度決算書・状況報告書について, 簿記処理を含め, DPR と連邦金融庁との2段階での会計基準準拠性の検査が行われることの法的根拠が明確となった。

DPR は、①会計規定違反についての具体的な根拠がある場合、② BaFin の要求がある場合、③特別な根拠のない場合(無作為抽出検査法による検査)の各場合に BaFin の管理下で検査を行い、その結果を BaFin に報告している。

BaFin は、DPR からの検査結果の報告を受け、①企業が検査への協力を 拒否している、または、検査の結果に同意していないことを DPR が BaFin に対して報告している場合、または、②DPR の検査結果の妥当性、または、 DPR による検査の正規の実施に関して重大な疑念がある場合にのみ、BaFin が独自の検査を行う。

DPR や BaFin の検査に対して、被検査会社は、正確な情報・資料提供を行う義務があり、これに違反すると処罰される。また、被検査会社の決算書監査人は、要求があれば、決算書監査の監査手続の枠内で知覚した、会計基準違反などの情報を DPR や BaFin に提供しなければならない。

かかる2段階での執行体制では、会計基準違反など会計上の誤謬が検査で確認された場合、その事実が公表されるとともに、関連する連邦政府執行機関へ通知される。これにより、PIE企業の会計に対して、公共の利益が阻害されることを防止することが狙われている。

さて、それでは、DPRによる会計検査の実際はどのように行われているのであろうか。次節で確認する。

# [図表1] DPRの法的基礎の整理

		106	106	107(1)	108 (1)	107(5)	107(5)
証券取引法		●連邦政府機関(BaFin のこと・筆者追加)は、商法典第3420条第2項第3 文第1号および第3号に従って、「イン連邦共和国が販産国である有価証券の 発行が承認された企業による。基礎となっている韓記を含めた、決算書および 報告書 今確定された年次決算書・抗災報告書 今条限された契約決算・中間状況報告書 ◇公開された契約決算・中間状況報告書	<ul><li>●正規の簿記の諸原則を含む法律規定。または、他の法律によって承認された会計基準に準拠しているかどうか</li></ul>	<ul> <li>●連邦政府機関は、会計規則通反の具体的な兆偿が存在する限り、決算書の検査を合しなけばならない。</li> <li>中の解明に対する公益が明らかに存在しない場合、当該命令は行われない。</li> <li>●連邦政府機関は、特別な理由なしに決算事の検査を命じることもできる(無作為相比検索)。個々の検査の範囲は、検査命令で確定される。</li> <li>●検査実施・精果に問題がある場合にのあ、連邦政府機関が商法典第34D条第1月の意味での検査局による検査の対象となった決算書を検査することが許り項の意味での検査局による検査の対象となった決算書を検査することが許りまれる。</li> </ul>	<ul> <li>●連昇政格機関は、美の場合のみ、第107条に基づく権限を有する に発売のが重要的機能への個力を指令している。する たは検査のが着果に同意していないことを報告している場合。</li> <li>2. 検査局の検査結果の変当性または検査局による検査の正規の実施に関して 重工な整金がある場合。</li> <li>●上記を損なわない限り、銀行法第44条第1項第2支・資本投資法第14条第2 よび、実際監督技算の条第1項第1号に従って検査を実施する人した場合。および、同じ対象の検査に関係する場合。</li> <li>1. 以「同じ対象の検査に関係する場合、いつでも検査を打造ことができる ●検査局に対して検査の関係を要求することができる。</li> </ul>	●第106条の意味における企業,その執行機関の構成員,その従業員は、要求に応じて、連邦政権関切および職務を遂行する際に連邦政権機関が使用する者に応じて、検査に必要である限り、情報を提供し、かつ、資料を提出しなければならない。	●決算審監査人は、要次に応じて、連昇監砕機関および職務を遂行する際に通 邦政債機関が使用する者に対して、検査に必要である限り、情報を提供し、か り、資料を提出しなければならない。 の、実算率監定人の情報提載務は、監査の過程で決算審監査人に知られるよう になった事実に限られる。
商法典	342b(1)	342b(2)	342b(2)	342b(2)		342b(4)	
	<ul><li>●連邦司法・消費者保護者は、連邦財務省の了解のもと、私法に基づいて設立された会計規定の違反の検査のための組織を契約により承認</li></ul>	<ul> <li>●承認有価語券の発行者として、ドイツ連邦共和国を原産国としている企業の 決算事・書類</li> <li>今直近に確立された年度決算書・状況報告書 今直近に確認されたコンェルン決算書・コンツェルン状況報告書</li> <li>今直近に公開された契約採算書・中間状況報告書</li> <li>今直近に公開された支払報告書・コンフェルン支払報告書</li> </ul>	<ul><li>●正規の薄配の譜原則を含む法律上の規定。または、他の法律により認められた会計基準に適合しているかどうか</li></ul>	<ul> <li>◆次のいずれかの場合に後症が行われる。</li> <li>◇会計報定道反こいての具体的な根拠がある場合</li> <li>◇Bartnの要求がある場合</li> <li>◇特別な規拠のない場合(無任為抽出検査法による検査)</li> <li>◆特別な根拠のない場合の検査は、公共の利益が明らかに存在しない場合には検査は行われない。</li> </ul>		<ul><li>●検査局に対し、正確で完全な回答を与え、正確で完全な資料を提供すべき義務を負う</li></ul>	
	設立	設立 検売の対象 検売の内容 検売の実施条件		BaFin の権限	被検査会社の 義務	決算書監査人の 義務	

109(1)	ì		110(1)	110(2)	111(1)	111(2)	
<ul><li>●連邦政府機関による検査により、会計に誤謬があることが明らかになった場合、連邦政務機関は当該認課を決定</li><li>●連邦政務機関は当該認課を決定</li><li>●通邦政務機関はよる検査で限議が明らかにならない場合、連邦政府機関は当年経済を行うでは、連邦政府機関は当年には検査局が企業との同意をもって確定し</li></ul>	た認識を、その確定理由の記述の重要な部分とともに、当該企業に知らせなければならないことを指示 ●欠表することに何の公益もない場合、上記の命令を見合わせる ●企業の要請に応じて、公表が企業の正当な利益を損なう可能性がある場合は、 上記の命令を見合わせることができる		●連邦政権機関は、企業の会計に関連して犯罪の策いを生じさせる事実を、その訴訟に責任を負う当局に適加しな行ればならない。 過事政権保護は、これらの当局に対して、疑惑の挑戦となる関係者または証 人としての資格を有できるの関人データを提供することが許される 事に教授の法規定に反する企業の対象の存在を示す事実は、連邦政府機関が所 輸の証券収引速制定に反する企業の適反の存在を示す事実は、連邦政府機関が所	●決算書監査人による職務違反の存在を示す事実は、連邦総併機関が連邦経済 輸出管理者の進事除募準電査人監管局 (APAS) に伝達する。証券取引法規定 に反する企業の違反の存在を示す事実は、連邦政府機関別が併構の証券取引監督 当局に伝達する。	●連邦政府機関は、その証券が組織化された市場での取引が認められている企業による会計規則違反の可能性を調査する権限を有する、海外の機関と協力する責任を負う	<ul><li>●進邦政府機関は、国道を越えた国際会計基準の統一的な施行を確保するため に、欧州並行即盟国または欧州経済地域に関する協定の締約国の管轄当局と協 オーネのよかできる。</li></ul>	●これらの機関に対して、連邦設併機関または検査局が個々のケースで行った 執行のための決定の文面を提供することができる。当談決定の文面は、匿名形式でのみ利用することが許される。
342b(5)		342b(6)	342b(8)	342b(8)	342b(9)		
<ul> <li>検査局は、検査の結果を企業に通知する</li> <li>検査の結果が会計に誘導がある旨であった場合、検査局は、その決定について投場が行りまければらない。</li> <li>企業に対して一定の期間を定めて、検査局の結果に同意するかどうかについて意見表明する機会を与えなければならない。</li> </ul>		●検生局は、BaFinに対して以下の各号について報告 1.開布しようとする検査の計画 2.検査に協力することについて、関係する企業の担否 3.検査の結果、及び、場合によっては、企業が検査結果に同意を表明したか 否かの結果	●企業の会計に関連して犯罪の疑いの根拠となる事実について、訴追権限のある当局に通知	●決算書監査人による職務上の義務の進反行為の存在を推認させる事実について、連邦経済・輸出管理省の決算審監査人監管局 (APAS) に伝達	<ul><li>●要請があった場合に遅滞なく、欧州証券・市場監督局に対して、その職分の 遂行に必要なすべての情報を提供</li></ul>		
検査結果の被検査	会社への通知	BaFin への報告		その他当局への当局への当時の、終報担任	海河、旧状院所		

\* 数字は条項。例:342b(1)=第342b条第1項

### III. DPR の活動内容

### III-1 DPR 2018年度活動内容

ここでは、資料的価値の観点から DPR 活動報告書2018年版の全文を紹介し、DPR による PIE 企業の会計に対する検査内容の実態を整理する。なお、筆者の理解により、実態を理解する上で必要なポイント部分に下線を付している。

### 1. 概要(2頁)

- ○2018年度の誤謬率は、過去3年間のレベルと同じ15%である。明らかに欠陥のある会計処理がある場合の検査について、調整・正規化された誤謬率は、対象年度において12%であり、前年の14%の数値を下回った。特に注目に値するのは、過去3年間と比較して、当年度のインデックス会社の領域での誤謬率が明確に高いことである(16%)。
- ○2018年度、DPR は合計84件の検査(前年:99件)を完了した。これには、80件の無作為抽出検査、3件の原因指摘による検査、および BaFin の要求に応じて行われた検査1件が含まれている。
- ○2017年のレビューでは、次年度の決算書で確認された誤謬がほぼ常に修正されたことを新たに示している。さらに、前年度と同様に、DPRからの指摘は、大半の場合、次年度に実行に移された。
- ○2018年9月24日に施行されたドイツ市場㈱の株式市場指数の改革を考慮して、 2018年11月15日、DPRの無作為抽出検査の原則が調整された。
- ○2018年度、DPR は予防措置をさらに強化した。特に注目に値するのは、シュマーレンバッハ経営協会の支援を受けて実施されている、インデックス企業の検査委員会委員長との経験の交換である。
- ○ESMA は、DPR が積極的に関与している「欧州執行者調整セッション」 (EECS) に加えて、会社報告の領域での作業グループを設立したため、2018 年度に欧州の協働が大幅に拡大した。

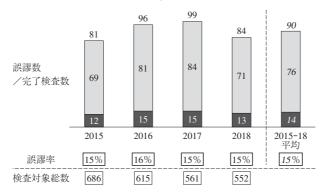
<sup>(5)</sup> DPR (2019). なお、図の番号は、本稿での図表の通し番号に変更している。

ODPR の費用は537万ユーロ(6億4,440万円。120円換算・筆者追加)で、前年のレベル(508万ユーロ、6億960万円)を超えた。

### 2 検査2018年度(3頁)

### 2.1 検査シーズンの重要な結果

DPR は、2018年度に合計84件の検査を完了した(前年度99件)。<u>84件中13件で、</u> 誤謬のある会計処理が確定された。誤謬率は前年と同じレベルの15%だった。ドイツの執行対象企業(いわゆる「基礎総数」)の数は、前年比でほぼ一定である (「図表 2 」参照)。



[図表 2] 完了した DPR 検査, 誤謬率の動向と検査対象総数

### 誤謬率の趨勢 (3-4頁)

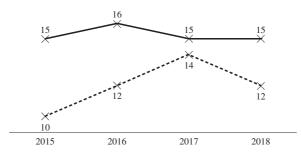
2018年度の誤謬率は、2015年度から2018年度までの平均誤謬率と同率である。過去数年と同様に、正規化された誤謬率は、区別化した表示と評価のために確定された。当該正規化誤謬率は、2018年度において明確な誤謬のある会計処理がある場合の検査だけに調整されたものである。

正規化された誤謬率は、2018年度は、前年度(14%)よりも低い12%である (「図表3」参照)。

### 検査手続の総数(4頁)

2015年7月1日現在,基本総数(PIE企業数・筆者追加)は686社であったが、

### [図表3] 誤謬率の趨勢



--米--正規化誤謬率(重複カウントなし,かつ,明確な誤謬のある会計処理の場合の検査)%

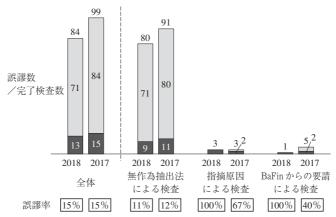
2018年7月1日時点で552社となっている(「図表2」参照)。この減少は、大部分がインデックスに属していない企業で記録されている。2016年に現地国原則が導入されたため、インデックス企業160社について、148社(2018年7月1日現在)がドイツの執行の対象となっている。

DPR の無作為抽出原則に定められた検査サイクル(インデックス会社は4年または5年ごと、非インデックス会社は8年または10年ごとに検査される)に準拠するために、DPR は、現在の基本総数に基づき、年間約70から90の検査手続を完了しなければならない。過去4年間の平均で完了した検査数も、2018年度に完了した検査数も、この範囲内にある(「図表2」参照)。

### 検査の種類ごとに完了した検査の分析(5頁)

2018年度に完了した検査の内容は次のとおりである。<u>完了した検査84件のうち80件は、無作為抽出による検査であった。これに加えて、3件の原因による検査が完了した。そのうちの1件は半期財務報告に関連している。さらに、DPRは、BaFin の要請により1件の検査を完了した。</u>

無作為抽出検査の場合の誤謬率は、前年の水準を上回る11%であった。原因による検査と要請による検査はすべて、誤謬のある会計処理の確定をもって完了したため、この領域の誤謬率は前年の数値を上回った。(「図表4」参照)(注1:2015年度から2018年度の期間中、完了した無作為抽出による検査の平均誤謬率は



「図表4〕検査種類別の完了した DPR 検査と誤謬率

BaFin: 連邦金融檢查庁

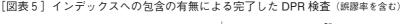
12%であった。原因による検査の領域での誤謬率は平均63%、要請による場合は平均42%であった。)

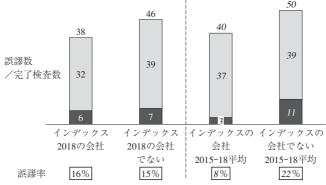
### 2018年度に開始された、原因または要請に基づく検査の分析(5-6頁)

2018年度において、DPRの予備検査委員会は、会計年度末の財務報告に関して、4件の原因に基づく検査を開始した。これらの原因に基づく検査の開始は、3件はDPRに設置された、その主なタスクが経済紙の記事を分析する、メディア委員会の活動によるものである。さらに、進行中の検査手続中に、検査対象会社の結合企業の年次財務諸表での誤謬ある会計処理の根拠が確定された。さらに、2018年度にBaFinの要請により4件の検査が開始された。これらの検査のうちの1件は、誤謬ある会計処理の確定で、2018年度に完了した。他の1件は、協力が得られなかったためDPRによって中止され、その後BaFinの要請によって検査が開始された。

### 完了した検査の企業規模別の分析(6頁)

完了した検査を会社規模別にインデックス所属で測定した分析は、2018年度に おけるインデックス所属の企業の誤謬率16%が2015-2018年度の平均 (8%)を 大きく上回っていることを示している。これに対して、インデックスに所属して





いない企業は15%であり、過去4年間の平均誤謬率を大幅に下回ってる(「図表5」を参照)。その検査が2018年度において誤謬のある会計処理の確定をもって終了したインデックス所属の企業の場合、DAX 1社、SDAX 3社、TecDAX 2社であった(2018年度9月24日付のドイツ証券取引所の証券取引所インデックスの改正前の状況)。

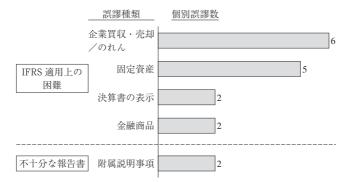
### 2.2 誤謬の種類と分析 (7-8頁)

確定された誤謬は、2018年度以前と同様に、次の原因に起因する可能性がある。

- ・複雑な取引事象の写像に関する IFRS の範囲と適用の困難性
- ・附属説明書と状況報告書における不十分な報告

まず第一に注意すべきなのは、前年度と比較して、2018年度においては、状況報告書の分野で、苦情による検査の結果、誤謬のある会計処理の確定に終了した件数が大幅に減少したことである。2015年から2018年度の平均で、状況報告書に関して5件の個別の誤謬が明らかとなっているが、当該2018年度では、状況報告書は1件の検査手続で誤謬があると判断されたにすぎない(経済・予測・リスク報告における事実に基づいた記載の欠如)。とりわけ、2018年度の検査重点には状況報告書の特定の側面が含まれていたため、このことは、DPRの検査重点が財務報告の質の向上に貢献していることの兆候とみなすことができる。

「図表6 | は、最も頻繁に確定された誤謬を示している。



「図表6〕最も頻繁に確定される誤謬の種類

複雑な取引事象の写像における個々のIFRS に関する適用の難しさは、特に企業の買収と売却/のれん、固定資産、財務諸表の表示および金融商品の分野で発生した。企業の買収と売却/のれんのカテゴリーでの誤謬確定は、主に不適切な取得原価の配分、ならびに、取得原価の配分とのれんの減損テストとの関係における附属説明の欠如に関連している。固定資産の分野における5件の個別の誤謬は、特に不動産の誤った資産評価ならびにブランドの誤謬ある減損テストによって引き起こされた。財務諸表の表示における確定は、とりわけ、企業買収によるマイナスの差異額の誤った表示に起因していた。さらに、金融商品の分野における変動購入価格負債(variablen Kaufpreisverbindlichkeit)の評価替えの貸借対照表への計上における誤謬であった。

たとえば、附属説明書での不十分な報告は、重要な会計方針に関する不十分な 情報に該当した。

### 2.3 同意割合(9頁)

誤謬ある会計処理を検査によって確定した後、DPR は、関係する企業にこの誤謬の確定に同意するかどうかを尋ねる。企業には、当該誤謬について確定する前に、企業聴取を行う機会が認められている。これは、ほとんどのケースに適用されている。DPR にとって重要なのは、企業とその決算書監査人に対して、DPR の見解と議論する機会を与え、結論ありきでない議論を行うことである。DPR の代表者は、附属説明書/状況報告書で選択された会計処理または開示方法

[図表7] 誤謬確認における同意割合の推移

同意割合	50%	73%	100%	81%	76%
	2015	2016	2017	2018	2015-18平均

### が是認できないと考える根拠を説明する。

2018年度の同意割合は81%であった(「図表7 | 参照)。

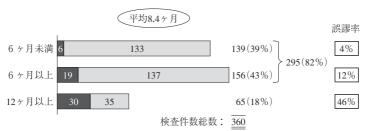
2018年度において、BaFin は、企業が DPR の誤謬確定に同意しなかったため、3件の検査を開始した (前年度:検査手続なし)。前年度に起因するこのカテゴリの3件のケースは、2018年度に BaFin によって完了した (前年度:2件)。1件の検査手続 (前年度:2件)では、DPR の結果が確認され、誤謬の公表が開始された。

検査手続で DPR に協力することを拒否する企業は、BaFin による検査の対象となる。BaFin は、2018年度にこのような検査を 2 件開始し、このカテゴリーの3件の検査手続は BaFin によって終了された。3件のケースすべてで、BaFin は誤謬を確定して検査手続を完了した。

### 2.4 検査手続の期間(10頁)

2015年から2018年度の検査手続の期間の分析は、手続が平均して8.4ヶ月後に終了したことを示している(「図表8」参照)。手続の82%は過去1年以内に完了し、39%は6ヶ月以内に完了した。手続の約18%が1年以上続いた。これらの場合において、会計処理は誤謬ありと判断されることが多かった(46%)。

[図表 8] 検査期間(2015-18)



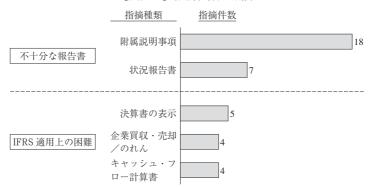
■ 誤謬が確定した検査 □ 誤謬が確認されなかった検査

2018年度の検査手続の平均期間は8ヶ月であった(前年:7.5か月)。

### 2.5 指摘事項の種類と分析(11-12頁)

予防的機能の一部として、DPR は、将来の決算書の弱点を改善し、会計処理 の質を改善するために、多くの検査において、将来の会計処理に関する指摘を企 業に提供している(セクション3.1参照)。

「図表9 | は、最も頻繁に行われた指摘の種類を示している。



「図表9〕指摘種類の頻度

指摘の通知を発行する理由は、2018年度においては、主に附属説明書および状況報告書の不適切な報告に起因されうる。附属説明書での不十分な報告は、セグメント報告(5件)、IAS 36に基づく減損テストに関する開示(4件)、および、関連当事者の開示(2件)などである。

状況報告書の場合は、経済報告に対する予防的指摘(3件)とリスク報告に対するそれ(2件)が特徴的である。

最後に、複雑な取引事象の写像、特に決算書の表示と企業買収/売却/のれんの表示ならびにキャッシュ・フロー計算書に関して、IFRS の適用上の困難があった。決算書の表示では、特に、主要な決算書における財務測定値の表示に関する3件が特徴的であった。企業の買収/売却/のれんの分野では、大きな余裕(Headroom)があったため誤謬とはならなかったが、IAS 36に基づく減損テストの仮定が不適切であるため、2件の個別指摘があった。キャッシュ・フロー計算書では、営業活動によるキャッシュ・フローの表示について、2件の指摘が行

われた。

### 2.6 レビュー(12頁)

2018年度においても、DPR は、公開され利用可能な情報に基づいて、前年度に DPRによって確定された誤謬の修正、ならびに、前年に通知された指摘事項の実行化を体系的にレビューした。このレビューの実施時点で企業が執行の対象から外れた場合、その企業は除外される。前年度に確定された誤謬の修正と DPR が通知した指摘の実行化が認識できた限りにおいて、修正または実行化が確認できたことになる。 DPR は、確定された誤謬が修正され、通知された指摘事項が実行化されるまで、将来にも追跡を行う。

### 2.7 無作為抽出検査の原則(12-13頁)

2018年9月24日に DeutscheBörseAG の株式市場インデックスの改革が施行された後、DPR の無作為抽出原則は、TecDAX がインデックス企業の一覧表から削除され、かつ、検査サイクルが4年から5年になるように調整されたDAX、MDAX およびSDAX のインデックスに関連する場合に限り適用されることとなった。これは、その資本市場での重要性が低いため、TecDAX 企業がSDAX に属さない場合、比較的短い無作為抽出間隔が不適切であるという事実を考慮したためである。他方、(通常は)同時にDAX、MDAX およびSDAX のいずれかのインデックスにリストされているTecDAX 企業が2倍の頻度で検査を受ける可能性があるという誤解を避けるためである。BMJVとBMF が合意した後、新しい無作為抽出の原則が2018年11月15日に施行された。

2018年度における母数のさらなる変化は、2015年に設立されたドイツ・中国証券市場プラットフォームの CEINEX(中国ヨーロッパ国際証券市場)の結果である。CEINEX は、上海証券取引所、ドイツ証券取引所、中国金融先物取引所の合弁会社である。D-Shares(ドイツの「D」)市場は、明確な国際的な方向性を持つ中国の優良企業を対象としている。これらの発行者がドイツの規制市場のみにEU 登録証を持っている場合、彼らは強制的に DPR 関連の執行母数に分類される。24の外国企業(注2:ステータス:2018年7月1日時点で執行の対象となっている企業のリスト(出典:BaFin))、特に米国(8)、スイス(7)およびカナリア諸島(4)がすでにドイツでの執行の対象となっているため、2018年10月以

降、中国に定住する企業が、第二のリストをもって、DPRの母集団として CEINEXに上場の株式発行者に属している(以前は、上海に上場するのみ)。

### 2.8 DPR による CSR 報告の最初の執行(13-14頁)

欧州企業の社会的責任(CSR)指令(2014/95/EU)の施行にしたがい、非財務情報に関する報告の要件は、2016年12月31日以降に開始する事業年度に初めて適用されることがドイツ商法(HGB)に規定された。非財務的なコンツェルン説明書(注3:当該報告義務は、HGB 第289b 条により、年次決算書と完全に等しい内容が適用される。読みやすくするために、ここでは「非財務コンツェルン説明書」および「コンツェルン状況報告書」という用語を統一的に使用している。)の中で、企業は、環境・労働者・社会の利害、人権の尊重、汚職と贈収賄との戦い、ならびに、最も重要な非財務業績インデックスに関する、広範な非財務開示を行っている。DPR の検査重点2018「コンツェルン状況報告書とコンツェルン説明書」の範囲内において、CSR 報告の実施に関する最初の調査結果が得られた。

コンツェルン状況報告書に対する DPR の検査基準は、原則として決算書監査人のそれに匹敵している(注 4:BT-Drs 18/11450(決定の推奨と報告)、46頁参照)。他の EU 加盟国とは対照的に、これは、コンツェルン状況報告書またはインターネット(コンツェルン状況報告書における参照指示をもって)における非財務的なコンツェルン説明書の存在の検査にのみ適用される(HGB 第317条第 2項第 4 文)。

特に、当2018年度の DPR 検査では、検査対象企業の約半数が CSR 報告義務 に関係していることが示された。2018年度に DPR によって検査された、CSR 報告を行う義務のある企業はすべて非財務的なコンツェルン説明書を作成して公開した。非財務的コンツェルン説明書の法的に容認された表示のオプションのすべてが実際に適用された。

### 3 予防的措置

### 3.1 概要(15-16頁)

将来の誤謬を回避する目的で、本年度も一連の予防措置が実施された。(「図表 10」参照) たとえば、DPR は、検査した企業の将来の会計処理に関する50近い指摘を個別に通知している(詳細については、セクション2.5を参照)。

さらに、企業および決算書監査人に対して、財務報告を作成または監査する際の会計処理テーマに対応して深く掘り下げた批判的な評価を受けさせるために、2019年度の検査の重点が2018年11月に公表された(セクション3.2を参照)。

### 将来の会計 に関する指 公開作業 検査の重点 具体的な 標準設定で ケース関連 予防措置 のコミュニ 的な事前情 -ション 57 取締役/監査 経済監查会 役会との 社との年次 対話

[図表10]DPR による予防措置

いわゆるケースに関連した予備調査は、決算書作成に際してあらかじめ誤謬を回避し、企業に会計処理の確実性を提供するための別の予防手段である。2009年11月に導入されたケースに関連した予備調査手段は、2018年度に1件のケースで実施された。このケースは、2018年度においてすでに完了した(2009年度から合計20件のケースが完了した)。

さらに、経済監査会社との年次対話は、2018年度において、新たに予防的作業の対象となった(セクション3.3を参照)。

これに加えて、2018年度において、監査委員会との情報交換が行われた(セクション3.4を参照)。

会計基準の質を改善するために、基準設定者との交流も DPR の予防手段の一部に数えられる。タイトル「ドイツの執行者の観点からの IASB における現在の議論」の下で、DPR は、「のれん減損テスト」および「IASB 主要財務諸表プロジェクト」のテーマに関するさまざまなイベントで意見表明を行った。この場合、DPR は、一方では、のれんの定期償却により大幅に減少するであろう、のれん

の帳簿価額が恒常的に増加する会計処理のリスクに注意を喚起した。他方、DPR は、主要な決算書の構成は IFRS に準拠しつつ、個々の評価や経営者の見積りとは独立している必要があると指摘した。DPR の見解では、主要な決算書における IFRS に準拠しない「測度」の導入は、(可能な限り)中立で、比較可能で検証可能な財務情報に対する資本市場の信頼にリスクをもたらす。

結局のところ、一般的な公表活動(講演、セミナー、文献寄稿)は、2018年度において、新たに予防措置の中心となった(セクション3.5を参照)。

### 3.2 検査の2019年度重点事項(16-18頁)

前年度と同様、DPR は、2018年度の第 4 四半期に、翌年度の検査の重点を公表した。これは DPR による無作為抽出検査において適切な意味をもって取り上げられることになる。

2018年11月、次の2019年度の検査重点事項が公表された。

- 1. IFRS 15「顧客との契約からの収益」の適用に関する選択した観点
- 2. IFRS 9「金融商品」の適用に関する選択した観点
- 3. IFRS 16「リース取引」の初度適用の予想される影響に関する注記
- 4. コンツェルン状況報告書
- 5. セグメント報告

最初の3つの検査重点事項は、ESMA とともに国家執行機関によって識別された「欧州共通執行優先順位」である (注5: 欧州執行機関に関連する他のありうるテーマは、環境・気候利害に関する非財務的な説明書における報告事項、代替パフォーマンス指標に関する報告、さまざまなブレグジットシナリオならびにアルゼンチンの超インフレ経済としての分類のありうる影響である。一般的なヨーロッパの検査重点事項は、一詳細に説明されているように一、ESMA のホームページで利用可能である)。検査重点事項の選択は、第一に、前年度に初めて義務的に適用されることになった IFRS 15および IFRS 9の基準、ならびに、IFRS 16の初度適用の予想される影響に関する報告に合わせている。

「コンツェルン状況報告書」と「セグメント報告」の2つの検査重点事項は、 DPRの国内重点事項であり、特に IFRS 15の検査に加えて選択されている。したがって、状況報告書またはセグメント報告書における情報は、IFRS 15に基づく附属説明事項と共通に、事業モデル、収益源および企業の収益状況に関する包 括的な理解を得るためにきわめて重要である。さらに、これらの2つのテーマでは、過去に特に重大または誤謬が発生しやすいことが判明した事態がカバーされる。DPRの国内重点事項は次のように指定されている。

### コンツェルン状況報告書

事業活動の範囲と複雑さに対応した事業の経過と収益状況の記載と分析 (HGB 第315条第1項第1文から第3文)。

### セグメント報告

企業内部の報告と次の個々の側面の考慮のもとで,

- 事業セグメントの決定 (IFRS 8.5) および報告義務セグメントの概要 (IFRS 8.11-8.19) および説明的報告事項 (IFRS 8.22)
- 特に代替的パフォーマンス指標を適用する場合のセグメント成果の記載 (IFRS 8.23、IFRS 8.25-8.27)
- 「すべての他のセグメント」範疇の情報と調整表のその他の調整項目との間の区別(IFRS 8.16、IFRS 8.28)
- ・原産国と第三国(IFRS 8.33)ならびに顧客依存(IFRS 8.34)によって区別 された地理的領域に関する情報

### 3.3 経済監査会社との対話(18頁)

DPR は、ドイツの5つの大手経済監査会社の取締役または執行役と毎年対話を行っている。2018年度には、2つの中規模経済監査会社の執行役との対話も初めて行われた。意見交換の目的は、一方では、具体的な事例に基づいて DPR の作業を説明することであり、他方では、経済監査会社が、その時々の見通しから過去の検査手続の観察事項と結果に関して報告する機会を持つためである。2018年度の対話の対象は、完了した検査期間での誤謬確定、そのときどきの経済監査会社によって監査された会社に関連する会計における目立った事項、規制の問題、ならびに、そのときどきの経済監査会社の組織構成と組織運営(Aufbau- und Ablauforganisation)の現在の動向であった。

また、年に一度、IDWの基盤を介して、資本市場志向の企業を監査している、中規模経済監査会社の代表者との対話が行われる。この経験の交換は、DPRのアプローチをより透明化し、潜在的な問題領域に対する決算書監査人の感受性を

高めることに貢献するはずである。2018年1月に、DPRは、この仕組みを用いて、2018年度の検査重点事項に関して調査報告を行い、当該重点事項と結びついた誤謬原因を決算書監査人に注意喚起した。

### 3.4 監査役会との経験の交換(19-20頁)

シュマーレンバッハ経営経済協会(Schmalenbach-Gesellschaft für Betriebswirtschaft)の傘下で、2018年度1月12日にデュッセルドルフで、インデックス企業の監査委員会委員長と、「監査委員会にとっての DPR の意義」というテーマで経験の交換が行われた。シュマーレンバッハ財団の理事長であるテオ・ジーゲルト教授とシュマーレンバッハ協会の副会長であるベルンハルト・ペレンス教授による招待に、約25人の監査委員会委員長が応じたことは、多数の参加者の複数の委任によって、執行を受ける企業の多数と連絡がとれることを意味した。

経験の交換の目的は、DPRの措置方法と作業のよりよい理解を伝達することであった。その際、監査委員会委員長は、DPRの観点からみて回避可能な誤謬に敏感になり、かつ、両者において将来の執行手続の改善の余地を識別されることが予定された。

監査役会と DPR との間において法的な直接的な相互作用は確かにないが、監査役会は、決算書監査人と DPR または BaFin とともに執行の重要な柱を形成している(「図表11」参照)。

「図表11] 財務報告の監査における監査役会の相互作用



法が予定する直接相互作用

BaFin: 連邦金融検査庁

法が予定していない直接相互作用

したがって、監査役会と DPR は、さまざまな観点から財務報告を監視しているのである。この場合、監査役会は、継続的かつプロセス付随的に監査を行わな

ければならない。これに対して、DPR は、ある点に限定して、かつ、決算書作成後にのみ、検査を行う。同時に、監査役会は、その監査において少なくともDPR(財務報告および検査報告書)と同じ情報基礎を利用するので、その結果、DPRが検査手続の最初にコンツェルン決算書における納得のいかないまたは矛盾したことに基づいて当該企業に宛てた多数の質問が、原則として、監査役会によって CFO または経済監査士に宛てられうることになる。したがって、監督委員会が監督機能の実行において、DPR の活動と措置方法もたどって考慮に含めるならば、このことは会計の質に役立つ。したがって、経験の交換の枠内において、執行における監査役会の役割についてより深く議論された。

DPR と監査役会との間の定期的な情報交換は、会計上の誤謬を阻止するための重要な予防的措置であり、財務報告の質と信頼性の向上に貢献することにつながる。

### 3.5 公開(20頁)

2018年度において、DPR は講義とセミナーという形で一般的な公開の枠内で予防的職分を再び行使した。その際、DPR の作業と措置方法および会計特有の専門テーマを大まかに把握するために、DPR の長、執行責任者および検査局構成員はさまざまな基盤(プラットフォーム)と専門的イベントを利用した。ほぼ25の専門的イベントで、DPR の長、執行責任者および検査局構成員がプレゼンテーションとディスカッションへの貢献を行った。その際、イベント参加者は、主に決算書作成者、経済監査士および監査役会が含まれていた。

テーマ的には、講演は、執行における国内および欧州の動向に焦点が当てられた。

また、IAS 36に準拠した減損テストなど、誤謬が発生しやすい会計分野について、講演と討議の対象となった。さらに、2018年11月に、一過去数年と同様に一、検査局の長は、翌年に予定された DPR の検査重点事項について、ドイツ株式協会(Deutschen Aktieninstitut)の年次会議「財務諸表コントロール」で調査報告を行った。

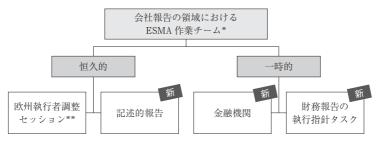
このほか、2018年度において、2018年度検査重点事項、IAS 36に準拠した減損 テスト、DPR の無作為抽出原則、ならびに、増え続ける年次報告書の範囲に関 する議論について、出版物や専門論文などが公表されている。

### 4 欧州の動向

### 4.1 企業報告領域での ESMA ワーキンググループ (21-22頁)

欧州での執行をさらに調和させる目的で、企業報告(注 6: ESMA, 2018 Work Programs, 10頁(2017年 9 月29日公表); ESMA、コーポレートレポーティング 常任委員会(CRSC)準拠枠、3 頁(2018年度 3 月15日公表))の領域において、DPR の代表者が当該2018年度にメンバーであったかメンバーとなった、さまざまな ESMA のワーキンググループが存在する。(「図表12」参照)。

### [図表12]ESMA 作業チームの概観



- \* 本図は、その構成員に DPR の代表がいる ESMA 作業チームのみを表示している。
- \*\* 欧州執行者調整セッション:欧州経済領域(EEA)における29か国から37の欧州執行者を含むフォーラム

これには、2018年度に欧州協力の中心的要素を形成した「欧州執行者調整セッション(EECS)」における DPR の積極的なメンバーシップが含まれる。

EECS では、国境を越えて意味のある IFRS の適用事例に関する、恒久的で、たとえば当該年度に9回実施された国内執行機関ならびに ESMA のディスカッションプラットフォームが重要である。2018年度、DPR は、「新たな問題」としての進行中の手続(すなわち、国内執行手続の決定の前)または具体的な検査手続から既に行われた決定のいずれかから実情を EECS 会議に提供した。 EECS 会議で議論された国内執行機関の決定のうち選択されたものが、いわゆる抜粋で入手可能なように ESMA によって公表された。2007年度以来、法律上の理由でドイツからの事例は含まれていないが、国内執行者による合計245の決定が22の抜粋で公表されている。 EECS 会議への参加に加えて、DPR の代表者は、EECS のサブワーキンググループを代表していた、または、している。これらには、その職分が米国 GAAP 決算書の監査に関連した問題に対処することにある、2016年

度から存在する「米国 GAAP に関する EECS 部会」、ならびに、DPR の代表者によって調整される、「IAS 12所得税に関する EECS 部会」が属している。さらに、DPR のメンバーは、「IFRS 15顧客との契約からの収益」ワーキンググループの国内執行機関の他の代表者と、この新しい収益認識基準に関する初度適用問題について意見交換した。

また、2018年度において、DPRのメンバーの一人が同様に代表である、非財務情報および代替的パフォーマンス指標の分野で、密接に関連性があり、効率的かつ効果的な監督実践を創設するために、長期間の固定的な「記述的報告ワーキンググループ」が設立された。本年度において、非財務報告の実行化の最初の経験がさまざまな加盟国で共有された。公衆と政治、特に EU 委員会、の注意が非財務情報の分野におかれた後で、ESMA は現在、CSR 指令の実施に焦点を合わせている。

実際のところ、2018年度に2つの一時的なワーキンググループが設立された。「財務情報タスクフォースの執行に関するガイドライン」において、2016年度と2017年度のESMA ピアレビューの結果に照らして、財務情報の監督に関する2014年度に由来するESMA ガイドラインを部分的に改訂された。「金融機関タスクフォース」ワーキンググループの対象は、新しく適用されるべき会計基準IFRS 9「金融商品」、および、執行過程にあるIFRS 17「保険契約」の適用問題である。これら2つのワーキンググループにも、DPR の代表者がその知識と経験に言及している。

### **4.2** スウェーデンにおける 2 段階の執行手続の導入 (23頁)

ドイツは2005年度から、オーストリアは2013年度から会計規定を施行することに関して、私法的な組織および統治権的手段の権限を与えられた官庁を有したのち、いまやスウェーデンも2段階の執行システムを導入することを決定した。

2018年 6 月、スウェーデン議会は、2 段階の執行手続を導入するという政府の 提案を承認した(注 7:法案はスウェーデン政府のホームページで見つけること ができる。)。2019年 1 月 9 日から、スウェーデンの BaFin「金融検査」は、執行 手続の実行を私法組織の「Nämndenförsvensk redovisningstillsyn」に委任する ことが発効した(注 8:2019年 1 月 9 日付の対応するプレスリリースは、「金融 検査」のホームページにある)。

ドイツの立法者は、純粋に私法的なアングロサクソンの執行モデルの利点をヨーロッパ大陸に広がる純粋な国家モデルの利点と組み合わせるために、2段階システムを導入した。ドイツの2段階執行モデルは、国内で高く受け入れられているだけでなく、ESMAのピアレビューの枠内においても肯定的に評価されているため、今後他の国で採用されるかどうかが待たれるところである。

### 5 謝辞と展望(24頁. 省略)

以上, DPR による2018年度の会計検査の実施状況を活動報告書により確認した。注視すべきポイントは、次の諸点である。

- ●検査対象総数が約600社の PIE 企業であり、毎年70-90社が検査の対象となる。2018年度の検査総数84件のうち、13件・15%に会計上の誤謬が確認され、被検査会社の81%が当該誤謬に同意したが、19%は同意していない。
- ●誤謬が検査で確定された13件の内訳は、①80件に対する DPR の無作為抽 出検査の結果による誤謬が 9 件・11%、②原因が指摘された 3 件での誤謬 が 3 件・100%、③連邦 BaFin からの要請による 1 件の検査の結果での誤 謬が 1 件・100%である。
- ●誤謬確定率は、想像以上に高いと評価できる。検査対象のPIE 企業は、 経済監査士・経済監査会社の法定監査を義務付けられており、かつ、財務 報告にかかる内部統制の有効性の確保も法定されていることから考えれば、 84件中13件、内、80件での無作為抽出検査の結果で9件もの誤謬が確定されたことは相当の高率であると言える。しかも、DPRによる会計検査は、公共の利益につながる場合に実施されることになっており、発見・確定された会計上の誤謬は、些末なものではなく、重要なものであり、しかも、被検査会社の81%が当該誤謬の存在に同意している。それだけに、誤謬確定率の高さは、ドイツにおける財務報告(決算書開示)ならびに非財務報告(状況報告書開示)における問題性を公的機関が主導する検査制度によっ

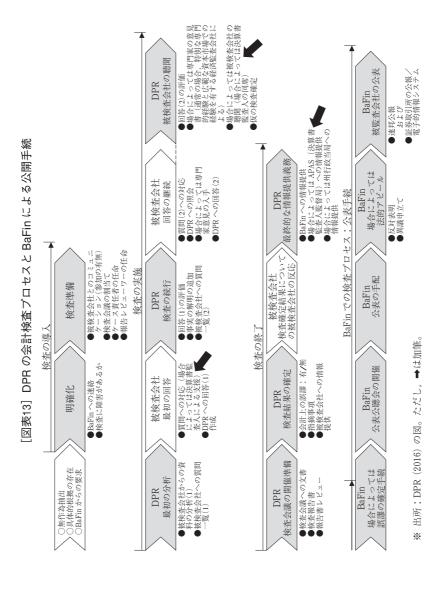
て明らかとしており、制度の意義を物語っている。

- ●DPR は会計検査によって会計上の誤謬を指摘するだけでなく、会計上の 不備を是正する指摘を行っていることも看過すべきでない。かかる指摘の 必要性は、法定されていないが、将来の会計上の誤謬を予防する措置の一 環として実施されていることは注目に値する(「図表10」参照)。また、検 査で確定した誤謬だけでなく、それに加えて指摘した点を含めて、被検査 会社が後日に訂正を進めているかどうかも DPR は監視している。
- ●「図表11」に示された通り、会計の信頼性に関する執行が、決算書監査人、 監査役会、および、DPR・BaFin の3本柱で実施されている点も PIE 企業 のディスクロージャーの信憑性を確保する上での取り組みとして興味深い。 とくに、決算書監査人は、監査の過程で知りえた事実関係に関する情報を DPR・BaFin に対してその要求により提供しなければならず、この点は、 EU 規則が加盟国に義務付けた、決算書監査人により企業不祥事の監督官 庁への通知義務の表れである。本図表から明らかなように、PIE 企業の決 算書・状況報告書の重要な誤謬は、決算書監査人、監査役会、および、 DPR・BaFin による各監査・検査によって発見し、これを是正する仕組み ができていると理解される。

### III-2 DPR 会計検査手法と BaFin による検査結果の公表

以上では、DPRによる会計検査制度の全体的な構図を確認したが、DPRの会計検査の具体的なプロセスは何か、特に、「図表11」との関係で、被検査会社の決算書監査人がその決算書監査により無限定適正意見を表明している場合において、DPR会計検査による会計上の誤謬の指摘は、決算書監査人の監査結果とどのような関係にあるのだろうか。

まず、DPR による会計検査の具体的なプロセスを整理したものが「図表13」である。



DPR は、検査の導入時に、決算書監査人の監査報告書(監査役会向けの 長文式監査報告書)を要求する。その際、決算書監査人が知覚したが監査報 告書に記載しなかった、年度決算書・状況報告書およびコンツェルン決算書・ コンツェルン状況報告書の差異事項で重要であるとされなかった事項のリス トを要求し、被検査会社の法定代理人に対して、かかる差異事項に対するそ の見解も求める。

また、決算書監査人は、DPRと被検査会社との間のやりとりにおいて、質問への回答を支援し、DPRによる被検査会社の聴聞に同席する(「図表13」の→部分)など、DPR 検査に関係している。

これらのことは、DPRが確認した会計上の誤謬が本来は決算書監査人が 指摘し、被監査・検査会社にその是正を求めるべき点が含まれていたことを 示唆している。

それでは,発見・確定された会計上の誤謬の具体的な内容はどのようなものであろうか。次節で検討する。

## IV. 公表された事例の分析と含意

DPR は、その会計検査結果の具体的な内容を直接には公表していない。本稿で紹介した2018年度活動報告書では検査の実施内容が明らかにされているが、検査結果の個々の具体的な内容は記述されていない。DPR の検査により確認された会計上の誤謬は、被検査会社がその確認内容に同意するか否かの有無とともに、BaFin に報告される。BaFin は、誤謬を最終的に誤謬を確定し、会計上の誤謬があった会社名を連邦公報において公表している。

そこで、本節では、まず、DPR が設立された2005年7月から2019年12月までの間で、会計上の誤謬が確定され、BaFin に報告されたのち連邦公報に

<sup>(6)</sup> DPR (2018), S. 3.

<sup>(7)</sup> 連邦公報の検索サイト: https://www.bundesanzeiger.de/ebanzwww/wexsservlet.

PIE 企業に対するドイツ会計検査制度の概要と検査結果分析(内藤文雄) 公表された全37件の内容を整理する。

次に、PIEの決算書監査人監査の監督を行っている APAS の調査結果から DPR 検査で確定された会計上の誤謬の内容を確認する。すなわち、APAS は、その調査に当たり、DPR または BaFin からの情報提供を基にしている。このことは、「図表14」のような連関を推測させ、APAS が公表したケースには DPR による検査結果が示されていると考えられる。「図表14」に示した連関を前提として、DPR または BaFin の検査により会計上の重要な誤謬となったケースを探る。

さらに、PIE 以外の会社にかかる決算書監査を調査し、監査上の問題を指摘・公表している WPK の調査結果で示された、会計上の誤謬内容を探り、DPR・BaFin の検査による会計上の誤謬との比較検討を行い、ドイツ企業における会計上の誤謬の実態を明らかにする。

### IV-1 連邦公報に公表された DPR 検査による会計上の誤謬

DPR の会計検査によって確認され、BaFin が最終確定した会計上の誤謬は、連邦公報において公表されている。DPR が2005年7月に設立されて以降、2019年12月までの間に公表された誤謬ケースは全部で37件である。

連邦公報で「会計・財務報告」の分野で公表されている誤謬ケースは,① 会社名と所在地都市名,②公表該当年度,③公表日である。

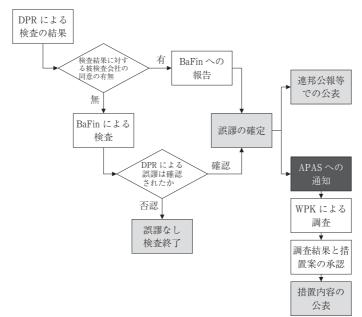
また、公表にあたっては、次の3区分が②の表記から読み取れる(数字は

<sup>(8)</sup> APAS が PIE の企業の決算書監査人に対する検査等を行うが、それには3つのケースがある (Vgl. APAS (2017-2))。これらのうち、(c) には DPR や BaFin からの通知が含まれる。

<sup>(</sup>a) 「特別な機会なしに | 行われる検査(原因独立的な特別調査)

<sup>(</sup>b) 「職業義務に対する具体的な違反の根拠が明らか」な場合に行われる特別調査 (原因関連的な特別調査)

<sup>(</sup>c) 他の所轄官庁からの通知によって行われる特別調査 (原因関連的な特別調査)



#### [図表14] DPR 検査結果と APAS 措置内容公表との間の連関

#### 該当する件数)。

- (i) 年次財務報告に対する誤謬公報 (20件)
- (ii) 証券取引法第37q条第2項第1文による誤謬公報 (16件)
- (iii) 指摘(1件)
- (ii) は、PIE 企業であり、株式会社13件、銀行3件である。(i) は PIE 以外の企業であり、有限責任会社14件、株式会社4件、株式合資会社1件、有限責任・株式合資会社1件である。(iii) は株式会社1件である。

年度別の誤謬公表件数は、「図表15」の通りである。

これら37件の誤謬の内容について、連邦公報のWEBサイトでは「Volltext

<sup>(9) 「</sup>連邦政府機関または検査局が会社と同意して確定した誤謬を、確定理由の重要な部分とともに当該会社を公表しなければならないことを連邦政府機関は命じる。」

公報区分 公表年度 合計 (i) (ii) (iii) 

「図表15] 誤謬公報の年度別推移

(全文) は入手不可」と表記され、会計上の誤謬の具体的な内容は不明である。

そこで、次に、DPR または BaFin から APAS へ通知された誤謬で、APAS が WEB サイトに公表した内容から DPR または BaFin の検査による誤謬内容を推測する。

### IV-2 APAS による措置事例からの会計上の誤謬の推測

合計

APAS が2017年度と2018年度に新たに開始した特別調査の情報源の内訳は「図表16」の通りである。

「図表16」から APAS による特別調査の情報源として、DPR または BaFin からの通知によるものが2017年度に25件、2018年度に34件あったことが示されている。

上述のように、DPR または BaFin による会計検査は、決算書監査済みの 年度決算書・コンツェルン決算書等に対して実施される。このため、無限定

新調査(件)	20	18	20	17
原因独立的な検査から判明したもの	56	49.6%	25	43.1%
DPR/BaFin からの通知によるもの	34	30.1%	25	43.1%
異議申立によるもの	8	7.1%	1	1.7%
市場観察によるもの	8	7.1%	4	6.9%
その他	7	6.2%	3	5.2%
合計	113	100.0%	58	100.0%

「図表16」APAS による原因関連的な特別調査の情報源

適正意見が表明されていた場合であって、会計検査で会計上の誤謬が確認・確定された場合には、決算書監査における不備の可能性が生じる。このため、かかる場合に、当該事例を DPR または BaFin は、APAS に通知し、APAS はこの通知をもって特別調査を開始しているのである。

次に、APAS による特別調査の結果に基づいた、職業監督上の措置に関する事例開示についてである。

APAS は, 2016年 6 月17日以降の検査結果による処分内容を WEB で公示 (10) している (WPO 第69条による公示)。

2019年12月19日時点までに WEB 上で公表された, APAS による処分事例「2018年度/2019年度における措置, 過料処分および刑法の有罪判決」27事例を確認する。

当該27事例の公表内容を整理したものが「図表17」である。

<sup>(10)</sup> WPO § 69, "Bekanntmachung von Maßnahmen, Bußgeldentscheidungen und strafrechtlichen Verurteilungen" (措置,過料処分および刑法の有罪判決に関する公開): WPK および APAS は、その反論の余地のない職業監督上の措置それぞれを遅滞なくそれらの WEB サイトにおいて公開し、その際、当該違反の種類と概要に関する情報も伝達すべきである。当該公表には、個人に関連したデータを含めてはならない。

<sup>(11)</sup> APAS (2018-1) und APAS (2019-2). 2018年度7事例, 2019年度(2019年12月19日公表分まで。随時更新)20事例,合計27事例である。なお,2018年度の文書の日付は2018年5月19日であるが,入手した文書には2018年7月19日公表とする事例が2件掲載されている。

[図表17] APAS による処分事例の公表

						$\overline{}$
2018-7	離責 +6,000ユーロの過料 (約78万円)	自然人	2事業年度の 商法典年度決算書と IFRS コンツェルン決 算書の監査	◆会計上の誤謬に対して指摘しなかったこと で指摘しなかったこと ◆不十分な監査の実施	<ul> <li>◆状況報告書およびコングに製品書 インカインを販売報告書 する報告が行われているないことを指摘しなかっ かいことを指摘しなかっ 今を厳負債の貸借対照 契押上と結踏しなかっ イにおいて関係会社 そればいて関係会社 そればとを指摘しなかっ たいことを指摘しなかっ たいことを指摘しなかっ たいことを指摘しなかっ たいことを指摘しなかっ がによって関係会社 しの正拠に対して関係会社 りたことを対解するかっ</li> </ul>	2018年7月19日
2018-6	離責 +16,000ユーロの過料 (約208万円)	自然人	2事業年度の 商法典年度決算書と IFRS コンツェルン決 算書の監査	◆会計上の誤謬に対して指摘しなかったこと で指摘しなかったこと ◆不十分な監査の実施	◆状況報告書およびコ ンツェルン状況報告書 する報告が行われてい ないとを指摘しなかっ たことを指摘しなかっ たことを指摘しなかっ たこととを指摘しなかっ かっとをといていて関係会社 ぞればおいて関係会社 でなばれまいて関係会社 をかことを指摘しなかっ たことを指摘しなかっ たことを指摘しなかっ たことを指摘しなかっ たことを指摘しなかっ たことを指摘しなかっ たことを指摘しなかっ たことを指摘しなかっ があった。 しの正規に対して図金丸原 があった。 があった。 があった。 しの正規に対して図金丸原 があった。 があった。 があった。 しの正規に対して図金丸原 がたことをがあるかっ たことを指摘しなかった。 があった。 しいことを指摘しなか。 たことを指摘しなか。 たことを指摘しなか。 たことを指摘しなか。 がたことを指摘しなか。 たことを指摘しなか。 たことを指摘しなか。 たことを指摘しなか。 たことを指摘しなか。 たことを指摘しなか。 たことを指摘しなか。 たことを指摘しなか。 たことを指摘しなか。 たことを指摘しなか。 たことを がにてきた。 がたことを がある。 たことを がある。 たことを がたる がたことを がたことを がたことを がたことを がたことを がたことを がたまがしたる がたことを がたる がたことを がたまたと がたことを がたことを がたがしたを がたことを がたまが がたことを がたが がたことを がたが がたことを がたまがたことを がたがしたを がたことを がたがたことを がたまがたまたを がたことを がたことを がたまがたまを がたことを がたまたを がたことを がたまたとを がたまたを がたことを がたる がたことを がたまがたる がたまたを がたまたを がたる がたまたを がたる がたる がたる がたる がたことを がたる がたことを がたる がたる がたる がたる がたことを がたる がたことを がたる がたことを がたる がたことを がたる がたこと がたる がたる がたる がたる がたる がたる がたる がたる	2018年7月19日
2018-5	讃賞 +5,000ユーロの過料 (約65万円)	自然人	年度決算書と IFRS コンツェルン決算書の監査	<ul><li>◆ (監査対象から) 除 外する総対的理由が存 在するにもかかわらず 監査を行ったこと</li></ul>	◆商法典第319a 条第 1 項第1 文 (PID の企 第の場合の特別をの 理由) による近上高基 準直反	2018年5月14日
2018-4	紅糯	自然人	IFRS コンツェル ン決算書の監査	◆会計上の誤謬に 対して指摘しなかっ たこと ◆不十分な監査の 実施	◆一株当ひり利益 の誤表示を指摘し なかったこと なかったこと	2018年5月14日
2018-3	紅飄	自然人	IFRS コンツェル ン決算書の監査	<ul><li>◆会計上の誤謬に 対しび指摘しなかっ たこと</li><li>◆不十分な監査の 実施</li></ul>	◆ → 株当なり利益 の際表示を指摘し なかったこと なかったこと	2018年5月14日
2018-2	紅飄	自然人	IFRS コンツェル ン決算書の監査	◆会計上の誤謬に 対しび指摘しなかっ たこと ◆不十分な監査の 実施	<ul><li>◆非総総事業に関 対るコンツェルン 表示 表示 表示 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	2018年5月14日
2018-1	i i	自然人	IFRS コンツェル ン決算書の監査	◆会計上の誤響に 対して指摘しなかっ たこと ◆不十分な監査の 実施	<ul> <li>◆非総総事業に関</li></ul>	2018年5月14日
2018年度 公表項目	①処分内容	②処分対象者 (自然人ので法人。 個人名は非公表)	③監査契約対象	④違反内容の種類	⑤違反の具体的内容	6公表日

\* 括弧書は筆者による注釈

## 甲南経営研究 第60巻第4号 (2020.2)

2019-7	離す 一年。0002年 一年。 (約78万円)	自然人	商法典年度決算書と IFRS コンツェルン 決算書の監査	◆不十分な監査の実 施	<ul> <li>◆</li></ul>	2019年8月2日
2019-6	讃責 +2,000ユーロの過 料(約26万円)	自然人	多数事業年度の 商法典年度決算書と IFRS コンツェルン 決算書の監査	<ul><li>◆会計上の誤謬に対して指摘しなかったこと</li><li>◆不十分な監査の実施</li><li>が施</li></ul>	◆金融商品に対する 不一分の整体とやの なかったこと かったこと が動動すぎる棚間資 かったこと かったこと かったこと かったこと が1項によるPIE 企業の決算書整在に の報で発生製が付属 の口質保証と参加 されなかったこと	2019年8月2日
2019-5	瓶	自然人	商法典年度決算書と IFRS コンツェルン 決算書の監査	<ul><li>◆会計上の誤謬に対して指摘しなかったこと</li><li>◆不十分な監査の実施</li><li>施施</li></ul>	◆ 本金 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	2019年8月2日
2019-4	瓶	自然人	2 事業年度の 商法典年度決算書と IFRS コンツェルン 決算書の監査	◆会計上の誤謬に対 して指摘しなかった こと ◆不十分な監査の実 施	◆◆後藤商品に対する 不十分の 将用の がの がの がの がの がの がの がの がい がい がい がい がい がい がい がい がい がい	2019年8月2日
2019-3	報	自然人	商法典年度決算書・ 状況報告書の監査と IFRS コンツェルン 決算書・状況報告書 の監査	◆会計上の誤響に対 して指摘しなかった こと ◆不十分な監査の実 施	本の を は は は は は は な な な な な な な な な な な な な	2019年7月30日
2019-2	離責 +5,000ユーロの過 料(約65万円)	自然人/ 経済監査会社の法定 代理人	年度決算書監査での 委任契約付随の品質 保証/ 経済監査会社の法定 代理人の業務	◆決算書監査の実施 の権限不足を指摘し なかったこと ◆品質管理の遅延	◆決算毒腦者入とし 内面分分の用用をしな かっかいとして かかったこと がよったこと がは、り早い品質管理 の実施(発送監査 が第136条第2項 のののにののである ののののである ののののである があります。 ののののである があります。 のののでは のののでは のののでは のののでは のののでは のののでは のののでは のののでは のののでは のののでは のののでは のののでは ののののでは ののののでは のののののでは のののののでは のののののでは のののののでは のののののでは のののののでは ののののののでは ののののののでは ののののののでは ののののののでは ののののののでは のののののののでは のののののののののの	2019年3月27日
2019-1	離責 +5,000ユーロの過 料 (約,65万円)	自然人/ 経済監査会社の法定 代理人	年度決算書の監査/ 経済監査会社の法定 代理人の業務	◆決算書監査の実施 の権限不足 ◆品質管理の遅延	◆ 本分本 ・ 本分数 ・ 大本数な ・ 大本数な ・ 大本数な ・ 一 本 ・ 一 一 一 本 ・ 一 一 本 ・ 一 一 本 ・ 一 一 本 ・ 一 一 本 ・ 一 一	2019年3月27日
2019年度 公表項目	①処分内容	②処分対象者 (自然人 or 法人。 個人名は非公表)	③監査契約対象	④違反内容の種類	⑤違反の具体的内 容	⑥公表日

2019-14	概耀	自然人	商法典年度決算書と 状況報告書の監査	◆会計上の誤響に対 して指摘しなかった こと ◆不十分な監査の実 施	<ul><li>◆無形資産の過大評価が資産の過入評価を表現によった。</li><li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	2019年10月25日
2019-13	概耀	自然人	IFRS コンツェルン 決算書の監査	◆会計上の誤謬に対 して指摘しなかった こと ◆不十分な監査の実 施	◆ FRS 第 8 号第34 項による売上高化存 ならびに、関係 会社開取引に関する 不十分な明細報告を 指摘しなかったこと	2019年9月24日
2019-12	瓶	自然人	IFRS コンツェルン 決算書の監査	<ul><li>◆会計上の誤響に対して指摘しなかったこと</li><li>◆不十分な監査の実施</li><li>施施</li></ul>	◆ IFRS 第 8 号第34 項による語に高依存 会社開取引に関する 会社開取引に関する 不十分な明細報告を 指摘しなかったこと	2019年9月24日
2019-11	瓶	自然人	IFRS コンツェルン 決算書・状況報告書 の監査	◆会計上の誤謬に対 して指摘しなかった こと ◆不十分な監査の実 施	●コンソエルン解属 明細表における IAS 第37年よる引送的、 かの記載が第分的に不 十分または誤りがあ かことを指摘しなかっ ての分析が不十分で での分析が不十分で あること、および、 法的リンメに関する は法的リングに関する 単音におけるリスク 報告が不十分である とを指摘しなかっ にとを指摘しなかっ にはおけるリスク をあること、および、 はおり、ないまして、 はたがしなから でしたを表	2019年8月15日
2019-10	瓶	自然人	IFRS コンツェルン 決算書・状況報告書 の監査	◆会計上の誤謬に対 して指摘しなかった こと ◆不十分な監査の実 施	●コンソエルン解 明細表における IAS 第37年まる引送的 かの記載が第分的に不 十分または誤りがあ かことを指摘しなかっ ての分析が不十分で での分析が不十分で での分析が不十分で での分析が不十分で をあった。および、 法的リントルン状況解 告書におけるリスク 報告が不十分である にとを指摘しなかっ たとを指摘しなかっ たとを指摘しなかっ だはのする。	2019年8月15日
2019–9	紅霜	自然人	商法典年度決算書・ 状況報告書の監査	◆会計上の誤謬に対 して指摘しなかった こと ◆不十分な監査の実 施	◆会社の特米の発来の発展でいるできる。 「関連を表現を発展できない。 をいい。 「関係な決議事項の がない。 がは、 がは、 がない。 がない。 がなからい。 を指した。 がなからい。 を指して、 がなからい。 を指して、 をは、 がない。 がない。 がなかられて、 を指して、 をは、 がない。 がない。 がない。 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、	2019年8月13日
2019-8	瓶	自然人	IFRS コンツェルン 決算書・状況報告書 の監査と次年度のコ ンツェルン決算書と 年度決算書の監査	◆会計上の誤謬に対 して指摘しなかった こと ◆不十分な監査の実 施	◆セール・アンド・ リースバック取引の 割かく貸借が照表へ の割上 等目的会社の連結の 無少コンツェルン状況 報告書におけるコン ソエルンの音線の経 過と状況に関する不 十分な表示と分析 参売上商の実現。売 精動を管理をおよび 棚前資産に関する不 相のをと買推金および 棚間資産に関する不	2019年8月13日
2019年度 公表項目	①処分内容	②処分対象者 (自然人 or 法人。 個人名は非公表)	③監査契約対象	④違反内容の種類	⑥違反の具体的内 容	6公表日

2019年度 公表項目	2019-15	2019-16	2019-17	2019-18	2019-19	2019-20
①処分内容	汇	讃賞 +5,000ユーロの過料 (約65万円)	汇	部	拖	紅麗
②処分対象者 (自然人 or 法人。個 人名は非公表)	自然人	自然人	自然人	自然人	自然人	自然人
③監査契約対象	IFRS コンツェルン決 算書の監査	3 年度の IFRS コンツェルン決 算書とコンツェルン状 況報告書の監査	IFRS コンツェルン決 算書とコンツェルン状 祝報告書の監査	2年度の IFRS コンツェルン決 算書とコンツェルン状 況報告書の監査	IFRS コンツェルン決 算書とコンツェルン状 況報告書の監査	IFRS コンツェルン決 算書とコンツェルン状 況報告書の監査
④違反内容の種類	◆会計上の誤響に対し て指摘しなかったこと ◆不十分な監査の実施	◆会計上の誤謬に対し て指摘しなかったこと ◆不十分な監査の実施	◆会計上の誤謬に対し て指摘しなかったこと ◆不十分な監査の実施	◆会計上の誤謬に対し て指摘しなかったこと ◆不十分な監査の実施	◆会計上の誤謬に対し て指摘しなかったこと ◆不十分な監査の実施	◆会計上の誤謬に対し て指摘しなかったこと ◆不十分な監査の実施
	<ul><li>◆IPRS 第 8 号第34項 による,売上高依存性 に関する重要な附属説 明事項がないことを指 摘しなかったこと</li></ul>	◆2つのコンツェルン 株主資本変動表におい て収支に影響しない為 替変動効果の証明がな いことを指摘しなかっ たこと	◆コンツェルン株主資本変動表において収支に影響しない為替変動 に影響しない為替変動 効果の証明がないこと を指摘しなかったこと	◆コンソエルン株主資本変動表において収支に影響しない為替変動 の影響しない為替変動 効果の証明がないことを指摘しなかったこと	◆長期の製造契約に関 進した売上の実現に誤 りがあったことを指摘 しなかったこと	◆長期の製造契約に関 進した売上の実現に誤 りがあったことを指摘 しなかったこと
⑤違反の具体的内容		<ul><li>◆棚卸資産の評価の誤りを指摘しなかったこと</li></ul>				
		◆IAS 第2号第36項に よる棚卸資産ならびに IPRS 第7号第3項に よる債権の年齢構成に 関する重要な解属説明 事項がないことを指摘 しなかったこと				
⑥公表日	2019年10月25日	2019年12月9日	2019年12月9日	2019年12月9日	2019年12月17日	2019年12月17日

これらは、決算書監査人監督法の効力発生日である2016年6月17日以降の取り消すことができないかまたは法的に有効となった事例であり、取り消すことができないかまたは法的に有効となった時点から5年間にわたって公表される。要するに、2016年6月17日以降2019年12月19日までの処分事例である。

公表内容は、①処分内容、②処分対象者(自然人 or 法人。個人名は非公表)、③監査契約対象(例えば、IFRS 連結財務諸表の監査)、④違反内容の種類、⑤違反の具体的内容、⑥公表日、以上6項目である。

27事例中,会計上の誤謬に対して指摘を行わなかったことを決算書監査人の違反内容とする事例が23件(2018年度6件/全7件,2019年度17件/全20件)であり,85.2%を占めている。このことは,決算書監査の結果,無限定適正との監査意見が表出された事例のなかに会計上の誤謬が残存していたことを物語っている。

これらの事例の公表では被監査会社の名称は公開されていないため、APAS の調査が「図表16」に示したいずれの情報源からによるものなのかは不明である。しかし、DPR または BaFin からの通知による事例が部分的にせよ含まれているとみることができる。

決算書監査において誤謬が見逃された23件の具体的な会計上の誤謬の内容は、「図表17」から次の各事項である(件数の多い順。重複カウント)。

- ◆状況報告書・コンツェルン状況報告書の重要事象の非掲載・不十分な 記載 8件
- ◆金融商品など特定資産の評価の不適切さ 5件

<sup>(12)</sup> 処分内容の「譴責」の原語は、Rüge である。Duden 社の WEB 辞書には「より深刻な機会に深刻な形で提起された批判」(https://www.duden.de/rechtschreibung/Ruege) との意味が説明されている。このことから、「戒告」よりは厳しい「譴責」と訳出した。

- ◆棚卸資産の過大評価・評価の誤り 4件
- ◆売上高依存性に関する附属説明書での記載の不十分さ 3件
- ◆株主資本変動表での為替変動効果の裏付けのない計上 3件
- ◆特定取引の非計上・不十分な注記 3件
- ◆ゴーイング・コンサーン注記の誤表示 2件
- ◆引当金計上に関する注記の不十分さ・誤り 2件
- ◆金融負債の非計上 2件
- ◆長期製造契約における売上高計上の誤り 2件
- ◆一株当たり利益の誤表示 2件
- ◆キャッシュ・フロー計算書の誤表示 2件
- ◆関係会社との取引の注記の非掲載 2件
- ◆債権の年齢構成の附属説明書での記載の不十分さ 1件

上記の内,該当件数が多数の事項は、DPR が2018年度における会計検査 の重点として公表している内容と符合している。

#### IV-3 WPK による措置事例からの会計上の誤謬の推測

PIE 企業に関する DPR と BaFin による会計検査での誤謬の状況を、PIE 以外の企業における会計上の誤謬の状況と比較するため、PIE 以外の企業の決算書監査人による監査に関して、WPK が WEB 上で公表した、決算書監査人に対する職業監督上の措置の処分事例との比較を行う。

なお、かかる公表は、決算書監査人監督法第69条によるもので、APAS による公表と同じく、2016年6月17日以降の取り消すことができないかまたは法的に有効となった事例であり、「図表18」に示す通り、2019年12月19日時点までに88件の措置事例が公表されている。

PIE でない会社についての88事例の内、会計上の誤謬に関する事例は14事例である(「図表18」の $\bigcirc$ 印の事例)。

PIE 企業に対するドイツ会計検査制度の概要と検査結果分析 (内藤文雄)

[図表18] WPK による処分事例の公表内容

			•			
公表項目	具体的内容	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	合計件数
	◆兄斌	5	10	17	8	40
	◆過料を伴う叱責	4 (過料: €2,000~ 12,000)	19 (過料: €1,000~ 40,000)	13 (過料: €500~ 10,000)	9 (過料: €500~ 16,000)	45
①処分内容	◆過料を伴う叱責および2年間の特定業務の停止				2 (過料: €10,000, €17,500)	2
	◆過料を伴う叱責および3年間の特定業務の停止			1 (過率: €10,000)		1
②処分対象者(自然)。	◆自然人	6	29	31	19	88
(日添入 OI 広入。 個人名は非公表)	◆法人	0	0	0	0	0
	◆法定コンツェルン決算書監査(複数年度)	2		2		4
	◆法定コンツェルン決算書監査(単年度)		3	2	1	9
	<ul><li>◆法定年度決算書監査(複数年度)</li></ul>	4	3	5		12
の配光 もり 名 4寸 在	<ul><li>◆法定年度決算書監査(単年度)</li></ul>	1	11	11*	10	33
○間日米約√3≪	◆株式法第183条第3項による現物出資に対する増資の監査				1	1
	◆職業的自治における義務		8	7*	2	17
	◆経済監査会社の経営			2		2
	◆その街	2	4	3	4	13
	◆重要な会計上の誤謬に対して異議を指摘しなかったこと ◆不十分な監査の実施	4	3	2		6
	◆重要な会計上の誤響に対して異議を指摘しなかったこと ◆監査証明書と監査報告書の記載誤り			3		3
<ul><li>○ 当日日公</li><li>○ 4 日日</li></ul>	◆重要な会計上の誤謬に対して異議を指摘しなかったこと			4	1	5
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	◆不十分な監査の実施	2		1		3
	◆ (現物 (会社株式) の減損に対する) 不十分な監査の実施、特に批判的態度の久如				2	2
	◆誠実性の欠如 ◆不十分な監査の実施				1	1

# 甲南経営研究 第60巻第4号 (2020.2)

-	1	-	1	2	1	7	25	2	1	2	16	1	7	16	12	6
		-				2**	*9			1	3	1	2	3	1 (過巻: €10,000 ×1 件)	2 (過科: €2,000 ×4 年×1 件, 2,000×8 年 ×1 件)
			1**			3**	7*	2	1*	1	5		8	5 (過料: €4,000 ×1 件)	5* (過粹: 62,000 ×1:4, 64,000 ×2:4, 68,000 ×1:4)	1 (過料: €4,000 ×1件)
1	1			2	1		11				8		2	8 (過料: €1,000 ×1件, €2,000 ×1件, €3,000 ×1件)	5 (過奉: €2,000 ×2年, €6,000 ×2年, €40,000 ×1年)	6 (過料: €2,000 ×4件; €12,000 ×1件; €16,000 ×1件)
						2	1								1 (過粹: €12,000)	
◆不十分を監査の実施 ◆監査報告書における不十分を報告	◆売上・売掛金に対する不十分な監査	<ul><li>◆社債の減損と不正リスクに対する不十分な監査</li><li>◆継続企業の前提に関する重大な不確実性を根拠とした確認の付記の拒絶をしなかったこと</li></ul>	◆不十分な監査調書	◆法的措置の発生	◆職務に伴う品質保証の不十分さ	◆偏見の恐れがあるにもかかわらず監査を実施	◆商法典第319条第1項第3文等による監査権限がないこと	◆商法典第325条による資本会社(監査事務所)に関する開示義務違反	◆WPO 第47条第1文による監督義務違反	◆WPO 第54条第1項第1文による,包括的賠償責任保険の保障の提供業務 違反	◆WPO 第61条第1項による会費支払義務違反	◆WPO 第43a 条第3項第1文の両立できない営業活動の実施	◆現物出資による増資に関する評価鑑定 ◆コンサルティングおよび調停活 動 ◆企業価値算定の影り ◆飯産未申請幇助 ◆ファンド会社のための資 金使用の不十分な管理と誤った証明書の発行 ◆バートナーの退職金の計算 に使用する資本価値指向方法の適用における誤り ◆貴金属在高に対する不 十分な監査	◆WPK への会費未払いの繰り返しおよび差押えの実施(前年度の同様の違 反の場合,過料あり)	◆WPO 第57a 条による参加証明または免除証明なしでの法定監査の実施 (複数案件の場合を含む。1事例当たりの過料は€2,000)	◆WPO 第57a 条による参加証明または免除証明なしでの法定監査の実施 ◆WPO 第38条第1号 b)と第57a 条第1項第2文による法定決算書監査人と しての活動に関する職業登記簿に必要な登録なしでの法定監査の実施
①遊及内谷の種類											⑤違反の具体的 内容	※スクリーン部分は、 業務停止の措置が 行われたケース ※被監査会社の会計	上の誤謬が推測できるケースに◎印を付している。			

						_					
-	-	61	-	-	-	4	6	-	1	71	2
1 (過春: €4,000 ×1 件)	1 (過棒: €9,000 ×1 件)	2 (過春: €2,000 ×1 年, €10,000 ×1 年)	1	1	-			1 (過料: €10,000 +特定業務の2年 停止×1件)	1 (過料: €17,500 +特定業務の2年 停止×1件)		
						4				2	2
							3 (過料: €10,000 ×3 件)				
◆WPO 第38条第1号 h)と第57a 条第1項第2文による法定決算書監査人と しての活動に関する職業登記簿に必要な登録なしでの法定監査の実施(2 事例)	<ul> <li>◆商法典第319条第1項第1文第2号による監査役会業務の同時提供を理由 とする監査からの終わ。</li> <li>◆WPO 第38条第1号 b)と第57a条第1項第2文による法定決算書監査人と しての活動に関する職業登記簿に必要を登録なしでの法定監査の実施</li> </ul>	◆WPO 第38条第1号 b)と第57a 条第1項第2文による法定決算書監査人と しての活動に関する職業登記簿に必要な登録なしでの法定監査の実施	◆親会社とコンツェルン決算書に連結された子会社3社の年度決算書の作成 を根拠とした監査からの除外(商法典第319条第3項第1文第3号)	◆代理店営業を自己営業として会計処理し、関連する給付に対して仮構の売 □ 上高と費用を計上していることを指摘していないこと ◆状況報告書での営業の経過に関する分析の不十分さの指摘がないこと	◆債権放棄の回収額(Ruckbezug)を誤って計上していることを指摘しているいこと ないこと ● 大沢設権書における営業の経過とリスク報告についての不十分な記載を指 適していないこと	<ul><li>●状況報告書での継続性リスク開示の不十分性に対する異識の指摘がないこと</li></ul>	◆リストラ計画の実施によって予想される帰結に関する状況報告書での不十 分な記載に対する異識の指摘がないこと ●貸付機能、投資不働電価および業運税を発産等に対する不十分な監査 ◆コンメエレン決算書鑑売における課題リスクに対する不十分な監査	<ul> <li>◆企業価値算定のための専門的原則への違反</li> <li>◆監査契約による拘束にもかかわらず, IDW の S1 の原則を順守しなかった</li> <li>こととを対し、ビジネスモデルの実現可能性と資金調達可能性、ならびに, 計画の実現可能性に対する不十分な分析</li> </ul>	◆監査戦略において重要なリスク要因の考慮をしていないこと ◎ ◆種類と範囲によるおおよそのサンプリングの失敗による貴金属在高の存在 と重さに対する不十分な監査	◆重要な投資の不適切な減損テスト ⑤ ◆状況報告書の監査の誤り ◆監査報告書における不適切な記述	◆連邦官報管理者に対して経済監査会社の2事業年度のコンツェルン決算書・ コンツェルン状況報告書を期限内に提出しなかったこと
				_				0	0	0	
				1777 E	<ul><li>⑤ 庫及の具体的 内容</li><li>※スクリーン部分は、 業務停止の措置が</li></ul>	行われたケース※被略を会社の会	上の誤謬が推測できるケースに②印をなけしている。				

## 甲南経営研究 第60巻第4号 (2020.2)

2	2	2	2	2	1	1	П	1	1	-	П	-
				1								
				1 (過料: €500)	1 (過料: €5,000)	1 (過料: €5,000)	1* (過料: €4,000)	1 (過料: €4,000件)	1 (過料: €2,000)	1 (過料: €10,000 +特定業務の 3年停止)	1 (過率: €10,000)	1
2												
	2 (過料: €2,000×1 件, €3000×1件)	2	2									
◆監査報告書への品位を汚す署名	<ul><li>◆売上高, 売掛金, 手形交換および基礎債権の回収可能性等に対する不十分 な監査。</li></ul>	<ul> <li>◆持分法を用いて会計処理された合弁事業への純投資の構成要素として減損された劣後債務の未認に対する発展の指摘がないこと</li> <li>◆売上債権の回収可能性に対する不分分を監査</li> <li>◆ファン・ドユニットの回収可能性に対する不十分な監査</li> <li>◆権利の過大評価に対する異議の指摘がないこと</li> </ul>	◆監査人苑, 口座保有銀行から直接に確認を得ておらず, 多様な(偽造された) 預金明細書の信憑性に対する不適切な監査の実施	◆脈求的に締結された職業責任保険における不備に対する度重なる有責となる容認	◆コンツェルン決算書に含まれた子会社2社の年度決算書の監査を未実施	◆IDW 意見書 SI の原則を無視し、競争状況や経営計画の不十分な分析によって企業価値を算定	◆適切な人員配置なしでの支所の運営	◆被監査資本会社の監査役会構成員と当該会社の株主との共同による監査の 除外	◆法定監査人としての活動に関する職業登記簿に必要な登録なしでの監査の 実施	◆子会社に対する非支配券分の会計処理の誤り,連結範囲区分の誤りなどに 対する異識の指摘がないこと ● 棒盤欠損を、訴訟費用および株式収得費用に関する機延税金資産に対する 不十分を鑑査	◆信託勘定に対する共同の自由処分権があることについての不十分な監査 ◆証明書発行前における投資モデルとその発起人に対する不十分な取り組み、 ならびに、潜在的な出資者への詐欺的な言明を出したこと	<ul> <li>◆監査報告書における不十分かつ不正確な記載</li> <li>◆監査の限定事項に関する監査報告書における報告の欠加</li> <li>◆債権の会計処理の認りに対する異議の指摘がないこと</li> <li>◆貸権の供収金計算書が報告事における誤った記載と記載不足に対する異議の指摘がないこと</li> </ul>
<ul> <li>○</li></ul>												

	_		_											_
1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	_		88
								1			1		2019年3月14 日~2019年10 月29日	19
-1	1	1	1										2018年1月15 日~2019年1 月7日	31
				1 (過季: €5,000)	1 (過料: €2,000)	1	1		1				2017年1月25 日~2018年1 月4日	29
										1 (過料: €5,000)		1	2016年12月 2 日	6
◆監査した年度決算書の作成に基づく監査の除外 ◆不十分な監査調書の作成、特に内部統制システムの監査手続に関する記録 の不十分さなど	◆セールアンドリースバック取引の受益所有権の移行に関する不十分な監査	<ul><li>●事業の買収に関連した業界固有の在庫の認識および評価の誤りに対する異 職の指摘がないこと</li></ul>	◆支払能力に対する誠実な監査をしないままの第三者への流動性状況の説明	◆調停に伴うリスクへの不十分な言及のもとでの依頼者への助言による調停 報酬の取り決め	<ul> <li>◆決算書監査人としての任命、内部統制・ITシステム、ならびに多数の重要な決算書項目に対する不十分な監査</li> <li>●状況報告書の不十分な記載と付属報告の不足の異議の指摘がないこと</li> <li>◆監査報告書における虚偽表示のあるキャッシュ・フロー計算書の作成の指摘がないこと</li> </ul>	◆不十分なリスク分析および内部統削システム監査 ◆分業の欠如による監査手続の拡大 ◆内部統制システムの誤謬に関する適切な報告の欠如	◆内部統制システムの有効性の欠如による異なる決算日での残高確認からの 十分な保証が得られていないこと、および、代替監査手続の不十分な実施 による貸借対照表における操作の未発見	<ul><li>●満期別の金利が使用されておらず、借入費用も考慮されていないため、予 調される将来の資金余剰の誤った資本化</li></ul>	◆コンサルタントとして行動し、専門家の独立性を侵害 ◆株式価値を一般に公正妥当と認められる評価原則によらずに算定	◆商法典第319a条第1項第1文第1号等による売上依存の存在	◆法律関係での営業目的会社の代理による経営職分の引き受け	◆再編報告前の償還による商法典第319条第3項第1支第3a号および第4項 による自己監査の実施		公表件数合計
				I	⑤違反の具体的 内容	※被監査会社の会計 上の誤謬が推測で メスケースに合当	を付している。						⑥発表日の属する 期間	

(出所) WPK の WEB サイト (https://www.WPK.de/WPK/berufsaufsicht/massnahmen/) に公表された事例 (2019年12月19日時点)を年度・項目別に整理したものである。※IDW:ドイツ経済監査土協会 WPK:ドイツ経済監査土会議所 WPO:経済監査土法

\*重複1件あり \*重複1件あり \*\*重複1件あり

14事例における会計上の誤謬の内容は、次の通りである(重複カウントあり)。

- ◆資産の不十分な評価・減損テスト 8件
- ◆状況報告書での不十分な記載 6件
- ◆架空売上・費用の計上・不適切な売上計上 2件
- ◆債権放棄による回収額の誤計上 1件
- ◆連結範囲区分の誤り 1件
- ◆将来の資金余剰の予測誤り 1件
- ◆企業価値の専門的原則違反 1件

#### IV-4 APAS と WPK による措置事例から推測される会計上の誤謬の比較

上記で整理した、APAS の27事例(PIE 企業)と WPK の88事例(PIE 以外の企業)のうち、会計上の誤謬が指摘されたケース、つまり、APAS:23件と WPK:14件では、いずれも上位多数の事項として、状況報告書・コンツェルン状況報告書または特定資産の評価に関する問題が登場している。

ドイツの決算書監査では、日本の有価証券報告書における「経理の状況」 以外の記載事項に相当する状況報告書・コンツェルン状況報告書に対しても 正規の監査が実施され、合理的保証を与える監査意見が表明されている。

状況報告書・コンツェルン状況報告書の記載事項は、必ずしもそのすべてが客観的なデータの裏付けがあるとは限らず、むしろ経営者の主観的な判断が多い。このため、決算書監査において決算書監査人が適正であると判断した事項の中に、主観的な判断の捉え方次第によっては、結果として誤謬が存在しているケースがあり、それを決算書監査人とは異なる視点で検査したDPR または BaFin が確認・確定した結果、上記のような APAS による職業監督上の措置につながったものではないかと推測される。

特定資産の評価に関する誤謬については、その具体的な問題点が WEB 上

では公表されていないため、決算書監査と DPR または BaFin の会計検査での違いが生まれた原因を確認できない。ただ、一般的に、IFRS による会計処理は、会計上の見積りに依拠した会計処理が相対的に多くなっているため、見積りに対する判断の如何によっては、かかる違いが生まれた可能性を指摘できる。

以上の通り、ドイツにおいて、少なくとも、PIE 企業については、決算書監査人による決算書監査、監査役会、DPR または BaFin の3者によって、年度決算書・状況報告書の信頼性が3重に確認されている状況が明らかとなっている。

#### **V.** おわりに

本稿では、ドイツにおける PIE 企業の財務報告(年度決算書・コンツェルン決算書)および非財務報告(状況報告書・コンツェルン状況報告書)の 信頼性を確保する制度的な枠組みとその実態を探ってきた。その要点をまとめておきたい。

- (1) ドイツでは、EU 指令の改正により、PIE 企業の財務報告および非財務報告に対して、2005年7月以降、政府が設置した私法に基づく DPR とその監督も行う BaFin とによる会計検査が実施されている。
- (2) これに加えて、EU 規則の設定により、2016年6月からは、PIE 企業の 決算書監査について、政府内に APAS が設置され、決算書監査人による 監督が公的規制により実施されている。
- (3) (1) による会計検査の結果,確定した被検査会社の財務報告または非財務報告における会計上の誤謬は,APASに通知され,当該会社の決算書監査についての特別調査が実施され、決算書監査の質が検証される。
- (4) このように、PIE 企業の財務報告および非財務報告の信頼性(会計基 準準拠性)に対す DPR または BaFin による検査の結果は、決算書監査

人の監督にも生かされている実態が明らかとなっている。

なお、確定された会計上の誤謬の内容について、本稿では、詳細データが 入手できていないため、十分な分析を行うことができていない。今後の課題 である。

#### [参考文献]

- 1. Abschlussprüferaufsichtskommission (APAK) (2015), "Das System der Prüferaufsicht in Deutschland", Berlin 2015, http://www.apak-aoc.de/de/ueber-die-apak/prueferaufsicht/das-system/der-prueferaufsicht-in-deutschland/37-das-system-der/prueferaufsicht-in-deutschland.html (2017年7月16日参照).
- 2. Abschlussprüferaufsichtsstelle (APAS) (2016), "Die Abschlussprüferaufsichtsstelle im Überblick", *APAS Jahresbericht 2016*, Sept. 2017, https://www.bafa.de/SharedDocs/Downloads/DE/Bundesamt/jahresbericht APAS 2016.html (2017年10月20日参照).
- 3. Abschlussprüferaufsichtsstelle (APAS) (2017-1), "Die Abschlussprüferaufsichtsstelle im Überblick", *APAS Jahresbericht 2016/2017*, Januar 2017, http://www.bafa.de/SharedDocs/Downloads/DE/Bundesamt/jahresbericht\_2016\_2017.html (2017年8月8日参照).
- 4. Abschlussprüferaufsichtsstelle (APAS) (2017-2), Verfahrensordnung der Abschlussprüferaufsichtsstelle beim Bundesamt für Wirtschaft und Ausfuhrkontrolle für Durchführung der Inspektionen nach § 66 Abs. 6 S. 1 Nr. 1, 62b WPO und der berufsrechtlichen Ermittlungen nach § 66 Abs. 6 S. 1 Nr. 2 und 3 WPO vom 12.08.2016, http://www.bafa.de/SharedDocs/Downloads/DE/Bundesamt/APAS\_verfahrensordnung.pdf?\_blob=publication File&v=3 (2017年8月10日参照))
- 5. Abschlussprüferaufsichtsstelle (APAS) (2018-1), Bekanntmachungen der APAS gemäß § 69 WPO, http://www.bafa.de/SharedDocs/Downloads/DE/Bundesamt/APAS\_bekanntmachung\_2018.pdf?\_blob=publicationFile&v=3 (2018年11月30日参照).
- 6. Abschlussprüferaufsichtsstelle (APAS) (2018-2), APAS Jahresbericht 2017, Mai 2018, https://www.bafa.de/SharedDocs/Downloads/DE/Bundesamt/jahresbericht\_2017.html?nn=8062084 (2018年11月11日参照).
- 7. Abschlussprüferaufsichtsstelle (APAS) (2019-1), APAS Jahresbericht 2018, Juli 2019, https://www.APASbafa.bund.de/APAS/DE/Publikationen/Jahresberichte/jahresberichte\_node.html;jsessionid=FC74808207473D35673887B6B977E3B9.1\_cid 362 (2019年9月26日参照).
- 8. Abschlussprüferaufsichtsstelle (APAS) (2019-2), Bekanntmachungen der APAS gemäß §69 WPO, https://www.APASbafa.bund.de/APAS/DE/Anlassbezogene\_Berufsaufsicht/anlassbezogene berufsaufsicht node.html;jsessionid=83A487D762F

- 317EBE9D5CA943D0B6B70.1 cid362 (2019年12月19日参照).
- 9. APAReG: Gesetz zur Umsetzung der aufsichts- und berufsrechtlichen Regelungen der Richtlinie 2014/56/EU sowie zur Ausführung der entsprechenden Vorgaben der Verordnung (EU) Nr. 537/2014 im Hinblick auf die Abschlussprüfung bei Unternehmen von öffentlichem Interesse (Abschlussprüferaufsichtsreformgesetz APAReG) vom 31, März 2016, Bundesgesetzblatt, Jahrgang 2016 Teil I Nr. 14, 5. April 2016.
- 10. AReG: Gesetz zur Umsetzung der prüfungsbezogenen Regelungen der Richtlinie 2014/56/EU sowie zur Ausführung der entsprechenden Vorgaben der Verordnung (EU) Nr. 537/2014 im Hinblick auf die Abschlussprüfung bei Unternehmen von öffentlichem Interesse (Abschlussprüfungsreformgesetz AReG) vom 10, Mai 2016, Bundesgesetzblatt, Jahrgang 2016 Teil I Nr. 23, 17. Mai 2016.
- 11. Deutsche Prüfstelle für Rechnungslegung (DPR) (2015), 10 Jahre Bilanzkontrolle in Deuschland (2005 bis 2015), 30. Juni 2015, https://www.frep.info/docs/DPR\_10\_jahre/DPR\_jubilaeumsbroschuere.pdf (2019年9月26日参照).
- 12. Deutschen Prüfstelle für Rechnungslegung (DPR) (2016), Schematische Darstellung eines Prüfverfahrens, https://www.frep.info/docs/pruefverfahren/schema\_ablauf\_pruefverfahren.pdf, Berlin, 2016.
- 13. Deutschen Prüfstelle für Rechnungslegung (DPR) (2018), Informationen zum Prüfverfahren der Deutschen Prüfstelle für Rechnungslegung (DPR), https://www.frep.info/docs/pruefverfahren/info\_ablauf\_pruefverfahren.pdf, Berlin, Januar 2018.
- 14. Deutschen Prüfstelle für Rechnungslegung (DPR) (2019), Tätigkeitsbericht 2018, https://www.frep.info/docs/jahresberichte/2018/2018 tb.pdf, Berlin, 24. Januar 2019.
- 15. Europäischen Parlament und der Rat der Europäischen Union (2006), RICHTLINIE 2006/43/EG DES EUROPÄISCHEN PARLAMENTS UND DES RATES vom 17. Mai 2006 über Abschlussprüfungen von Jahresabschlüssen und konsolidierten Abschlüssen, zur Änderung der Richtlinien 78/660/EWG und 83/349/EWG des Rates und zur Aufhebung der Richtlinie 84/253/EWG des Rates, Amtsblatt der Europäischen Union, L 157/87-107, 9.6.2006.
- 16. Europäischen Parlament und der Rat der Europäischen Union (2014–1), Richtlinie 2014/56/EU des Europäischen Parlaments und des Rates vom 16. April 2014 zur Änderung der Richtlinie 2006/43/EG über Abschlussprüfungen von Jahresabschlüssen und konsolidierten Abschlüssen, Amtsblatt der Europäischen Union, L 158/196–226, 27.5.2014.
- 17. Europäischen Parlament und der Rat der Europäischen Union (2014-2), Verordnung (EU) Nr. 537/2014 des Europäischen Parlaments und des Rates vom 16. April 2014 über spezifische Anforderungen an die Abschlussprüfung bei Unternehmen von öffentlichem Interesse und zur Aufhebung des Beschlusses 2005/909/EG der

- Kommission, Amtsblatt der Europäischen Union, L 158/77-112, 27.5.2014.
- 18. European Parliament (2014-1), "Statutory audits of annual accounts and consolidated accounts (A7-0171/2013)", TEXTS ADOPTED PART II at the sitting of Thursday, 3 April 2014, pp. 242-381, http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-%2f%2fEP%2f%2fTEXT%2bTA%2b20140403%2bTOC%2bDOC%2bXML%2bV0%2f%2fEN&language=EN (2014年4月5日参照).
- 19. European Parliament (2014-2), "Statutory audit of public-interest entities (A7-0177/2013)", TEXTS ADOPTED PART II at the sitting of Thursday, 3 April 2014, pp. 135-241, http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-%2f%2fEP%2f%2fTEXT%2bTA%2b20140403%2bTOC%2bDOC%2bXML%2bV0%2f%2fEN&language=EN (2014年4月5日参照).
- 20. IDW (2017-1), Satzung des Instituts der Wirtschaftsprüfer in Deutschland e. v., in der Fassung der auf dem 33. Wirtschaftsprüfertag am 14. November 2017 in Baden-Baden beschlossenen Satzungsänderung, https://www.idw.de/blob/25414/6dde61b626f 326582cb4761db9d792a6/down-satzung-data.pdf (2018年11月10日参照).
- 21. IDW (2017-2), WP-Handbuch 2017.
- 22. Kelm, Daniela, Ulrich Schneiß und Anja Schmitz-Herkendell (2016), "Abschlussprüferaufsichtsreformgesetz: Neuordnung der Berufsaufsicht", *Die Wirtschaftsprüfung*, 02.2016, S. 60-67.
- 23. Naumann, Klaus-Peter und Anja Herkendell (2014), "Regulierung der Abschlussprüfung Update zum aktuellen Stand der Diskussion in Brüssel", *Die Wirtschaftsprüfung*, 4/2014, 15. Februar 2014.
- 24. Patrick Velte (2016), "Der Regierungsentwurf für ein Abschlussprüfungsreformgesetz (AReG), Übersicht 1 Regulatorische Entwicklungen bei der Reform der Abschlussprüfung", *Die Wirtschaftsprüfung*, 03.2016, S. 125–131.
- Racky, Eva (2016), "WPO: Neue Verfahrensregeln der Berufsaufsicht für Wirtschaftsprüfer; Übersicht 1 Instanyenzug", Die Wirtschaftsprüfung, 18.2016, S. 1003–1007.
- 26. Wirtschaftsprüferkammer (WPK) (2012), Stellungnahme der Wirtschaftsprüferkammer zum Vorschlag der Europäischen Kommission für eine Richtlinie des Europäischen Parlaments und des Rates zur Änderung der Richtlinie 2006/43/EG über Abschlussprüfungen von Jahresabschlüssen und konsolidierten Abschlüssen [KOM (2011) 778 end.] und zum Vorschlag der Europäischen Kommission für eine Verordnung des Europäischen Parlaments und des Rates über spezifische Anforderungen an die Abschlussprüfung bei Unternehmen von öffentlichem Interesse [KOM (2011) 779 end.], Berlin, den 27. Januar 2012, <a href="https://www.wpk.de/stellungnahmen/">www.wpk.de/stellungnahmen/</a> (2014年2月20日参照).
- 27. Wirtschaftsprüferkammer (WPK) (2014), "EU-Reform der Abschlussprüfung", http://www.wpk.de/neu-auf-wpkde/eu-reform-der-abschlusspruefung/ (2014年 4 月 4 日

- 28. Wirtschaftsprüferkammer (WPK) (2016), Satzung der Wirtschaftsprüferkammer über die Rechte und Pflichten bei der Ausübung der Berufe des Wirtschaftsprüfers und des vereidigten Buchprüfers (Berufssatzung für Wirtschaftsprüfer/vereidigte Buchprüfer —BS WP/vBP) vom 21. Juni 2016 (BAnz AT 22.07.2016 B1) in Kraft getreten am 23. September 2016 (BAnz AT 04.10.2016 B2), https://www.wpk.de/fileadmin/documents/WPK/Rechtsvorschriften/BS-WPvBP.pdf (2019年10月 2 日参照).
- 29. Wirtschaftsprüferkammer (WPK) (2018-1), "Ergebnisse der Prüfungen als Wirtschaftsprüfer und als vereidigter Buchprüfer ab 2004, Ergebnisse WP I/2017 und II/2017", https://www.wpk.de/nachwuchs/pruefungsstelle/ergebnisse/ (2018年8月30日参照).
- 30. Wirtschaftsprüferkammer (WPK) (2018-2), "Kommission für Qualitütskontrolle", https://www.wpk.de/wpk/qualitaetskontrolle/ (2018年12月12日参照).
- 31. Wirtschaftsprüferkammer (WPK) (2018-3), Bericht der Berufsaufsicht 2017 über Wirtschaftsprüfer und vereidigte Buchprüfer, 19. Mai. 2018, https://www.wpk.de/oeffentlichkeit/berichte/berufsaufsicht/ (2018年12月12日参照).
- 32. Wirtschaftsprüferkammer (WPK) (2019-1), Bericht der Berufsaufsicht 2018 über Wirtschaftsprüfer und vereidigte Buchprüfer, 9. Mai. 2019, https://www.wpk.de/oeffentlichkeit/berichte/berufsaufsicht/ (2019年9月26日参照).
- 33. Wirtschaftsprüferkammer (WPK) (2019-2), "Ergebnisse der Prüfungen als Wirtschaftsprüfer und als vereidigter Buchprüfer ab 2004, Ergebnisse WP I/2018 und II/2018", https://www.wpk.de/nachwuchs/pruefungsstelle/ergebnisse/ (2019年9月28日参照).
- 34. Wirtschaftsprüferkammer (WPK) (2019-3), "Mitgliederstatistik der WPK Stand 1. Juli 2019", https://www.wpk.de/fileadmin/documents/WPK/Organisation/WPK-Statistiken Juli 2019.pdf (2019年9月28日参照).
- 35. Wirtschaftsprüferkammer (WPK) (2019-4), "Jahresabschluss zum 31. Dezember 2018 und Lagebericht für das Wirtschaftsjahr 2018 der WPK", https://www.wpk.de/mitglieder/bekanntmachungen-der-wpk/2019/ (2019年9月30日参照).